

省庁別財務書類の作成について

財政制度等審議会

平成16年6月17日

「省庁別財務書類の作成について」

平成16年6月17日

財務大臣 谷垣 禎一 殿

財政制度等審議会会長

貝塚 啓明

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会は、「省庁別財務書類の作成について」、ここに報告を取りまとめた。

政府においては、本報告の趣旨に沿い、公会計の整備・充実に向けた積極的な取組みを進めるよう強く希望する。

省庁別財務書類の作成について

1. 省庁別財務書類の検討経緯

平成 15 年 6 月、財政制度等審議会において取りまとめられた「公会計に関する基本的考え方」において、行政府のアカウンタビリティを高め、財政の効率化・適正化を促すため、「予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進めること」とされ、省庁別財務書類の作成に向けて検討を行うことが示された。

また、「公会計に関する基本的考え方」において、「省庁別財務書類に必要となる会計基準の策定については、特に、一般会計の事業に関する会計基準の検討が必要となるが、これについては、特別会計の基準策定の経験を生かし、それとの整合性を含め、「公企業会計小委員会」において行うことが適当である」とされ、公企業会計小委員会に設置されている公企業会計ワーキンググループにおいて、具体的な作成基準の検討を行ったものである。

2. 公企業会計ワーキンググループにおける検討

試作基準の取りまとめ

公企業会計ワーキンググループにおいては、平成 15 年 9 月に第 1 回目の会議を開催し、省庁別財務書類の作成に向けて検討を開始した。

公企業会計ワーキンググループにおいては、平成 15 年 6 月に財政制度等審議会において取りまとめられた「新たな特別会計財務書類の作成基準」を基礎とし、省庁別財務書類の体系・様式、税収入等の財源や公債の各省庁への配分等一般会計に固有な論点を中心に検討を行った。

なお、各省庁を単位とした省庁別財務書類の作成は、法律上の会計区分とは異なる新たな取組みであることから、各省庁において省庁別財務書類の試作を行い、試作財務書類を通じて省庁別財務書類の作成における個別の論点等をさらに洗い出して検討することが適当であると考え、平成 15 年 12 月「省庁別財務書類の試作基準」(以下「試作基準」という。)を取りまとめた。

作成基準の取りまとめ

試作基準に基づき作成された財務書類について、全省庁からヒアリングを実施し、その後、試作基準の問題点や、各省庁の財務状況等をより明らかにするための省庁別財務書類として改善すべき事項等について検討を行い、今般、省庁別財務書類の作成基準として検討結果を取りまとめた。

なお、省庁別財務書類の作成基準の検討にあたっては、各節目において、公企業会計小委員会及び公会計基本小委員会との合同会議を開催して論点整理を行った。

新たな特別会計財務書類の作成基準の見直し

省庁別財務書類の検討は、「新たな特別会計財務書類の作成基準」をもとに検討を開始したが、一般会計も含めた省庁別財務書類の作成基準との整合性等の観点から、「新たな特別会計財務書類の作成基準」についても見直しを行い、「特別会計財務書類の作成基準」として省庁別財務書類の作成基準の体系に組み入れることとした。

3. 省庁別財務書類の作成基準の概要

省庁別財務書類の作成目的

省庁別財務書類は、各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供すること等を目的として、企業会計の考え方や手法を活用して作成するものである。

省庁別財務書類の構成

省庁別財務書類は、一般会計と特別会計を通じた各省庁の財務情報等を提供するものであり、一般会計省庁別財務書類と特別会計財務書類を合算して作成されるものである。このため、省庁別財務書類の作成基準は、「省庁別財務書類の作成基準」のほか、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」及び「特別会計財務書類の作成基準」で構成されている。

省庁別財務書類の作成単位

省庁別財務書類は、予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目して作成されるものであり、また、予算・決算との整合性を確保する必要があることから、予算・決算における最も基礎的な単位である所管を作成単位とすることとした。

なお、各省庁の省庁別財務書類を合算することにより、国の財務書類を作成することが可能であることから、行政機関以外の国会、裁判所及び会計検査院においても省庁別財務書類の作成を行うこととした。

省庁別財務書類の体系

一般会計においては、対価関係が無いとされる租税収入等を財源として業務が行われており、また、特定の歳入・歳出を区分経理した特別会計においても、業務費用と財源の間に企業会計という費用と収益の対応関係と同様の関係がないことを踏まえ、省庁別財務書類の体系としては、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書及び区分別収支計算書の4財務書類及び附属明細書とすることとした。

連結財務書類

各省庁の業務は特殊法人等を通じて行われている場合もあり、各省庁の財務状況等の説明責任を果たすためには、国の会計に加え、これらの特殊法人等を連結した財務

書類も作成する必要があると考えられることから、各省庁の業務と関連する事務・事業を実施している特殊法人等を連結した連結財務書類も作成することとした。

4. 省庁別財務書類の作成年度等

作成年度及び公表時期

省庁別財務書類は、直近の決算である平成 15 年度決算から作成することが適当である。

また、省庁別財務書類は、各省庁の財務状況や予算執行結果を開示するものであることから、その公表時期については、歳入歳出決算の国会提出時期から遅滞なく公表されることが適当である。

本作成基準で示していない会計処理の取扱い

本作成基準で示していない会計処理が生じた場合には、企業会計の考え方及び手法を活用し、より分かりやすい財務書類を作成するとの趣旨を踏まえて処理することが適当である。

経過措置

特殊な資産を保有していること等により、本作成基準に基づく財務書類の作成が困難な省庁においては、一定の準備期間を認めることが適当である。ただし、本作成基準に従って作成されていない部分については、その旨及び理由を注記する必要があると考える。

特殊法人等の子会社については、事務負担等を考慮し、平成 16 年度決算までは連結対象からの除外を認めることが適当である。

平成 16 年 4 月、国立大学の法人化に伴い国立学校特別会計は廃止され、また、国立病院の一部が独立行政法人化されることから、国立学校特別会計及び国立病院特別会計のうち独立行政法人化される組織については、特別会計財務書類の作成対象から除外することが適当である。

試作財務書類の取扱い

各省庁における省庁別財務書類作成上の問題点等を検討するため、試作基準に基づいた平成 14 年度の財務書類が作成されている。

この試作財務書類は、省庁別財務書類の作成意義等の検証や論点の洗い出し等を行うために作成されたものであり、内容的に不十分なところがあり、そのまま公表することは適当ではない。しかしながら、各省庁の財務状況等の早期のディスクロージャーの観点から、試作基準に基づき作成された平成 14 年度分の財務書類についても、本作成基準に基づいて必要な修正を行った上で公表することが適当である。

5．今後の見直し

公会計については、国民に対して国の財政事情を分かりやすく開示し、財政の透明性及び一覽性を向上させるとともに、予算の効率化・適正化を進めるとの観点から、その重要性が認識され、これまでも公的部門における財務書類の作成等の取組みが進められている。

「公会計に関する基本的考え方」において、「予算の明確性の向上を図り、事後の評価を可能とする方向で、予算書、決算書の表示科目について、政府部内で早急に検討を進めるべきである」とされたことを受け、予算書・決算書の表示区分の見直しの検討が進められており、その検討結果を踏まえ、省庁別財務書類におけるコスト情報の開示の方法など、本作成基準の内容についても見直しを行っていくことが必要であると考え。

< 目次 >

省庁別財務書類の作成基準

第1章	省庁別財務書類の体系等	1
第2章	貸借対照表	2
第3章	業務費用計算書	3
第4章	資産・負債差額増減計算書	4
第5章	区分別収支計算書	6
第6章	注記	9
第7章	附属明細書	11
第8章	参考情報	22
第9章	省庁別連結財務書類	23

一般会計省庁別財務書類の作成基準

第1章	一般会計省庁別財務書類の体系等	27
第2章	貸借対照表	27
第3章	業務費用計算書	37
第4章	資産・負債差額増減計算書	40
第5章	区分別収支計算書	43
第6章	注記	46
第7章	附属明細書	47
第8章	参考情報	55

特別会計財務書類の作成基準

第1章	特別会計財務書類の体系等	57
第2章	貸借対照表	57
第3章	業務費用計算書	67
第4章	資産・負債差額増減計算書	70
第5章	区分別収支計算書	73
第6章	注記	76
第7章	附属明細書	78
第8章	参考情報	85
第9章	勘定を合算した財務書類	86
第10章	特別会計連結財務書類	87

補論

< 補論の構成 >	91
1. 省庁別財務書類の作成目的等	93
2. 一般会計特有の論点	94
3. 特別会計特有の論点	97
4. 貸借対照表	98
5. 業務費用計算書	102
6. 資産・負債差額増減計算書	105
7. 区分別収支計算書	107
8. 参考情報	109
9. 連結財務書類	111

省庁別財務書類の作成基準

第1章 省庁別財務書類の体系等

1. 体系

省庁別財務書類の体系は、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とする。

2. 作成単位

省庁別財務書類の作成単位は、一般会計歳出予算の所管とする。

3. 作成方法等

省庁別財務書類は、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成された一般会計省庁別財務書類及び「特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された特別会計財務書類を合算して作成する。複数の所管省庁にまたがる特別会計については、特別会計（又は勘定）が経理している事務・事業の歳出予算を実質的に執行している所管省庁が合算を行うものとする。

なお、特別会計を有しない省庁においては、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成された一般会計省庁別財務書類を省庁別財務書類とし、合算すべき特別会計がない旨及び一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となる旨を注記する。合算すべき特別会計を有している省庁においては、特別会計を合算している旨及び合算を行った特別会計（勘定）名を注記する。

4. 作成基準日

省庁別財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、出納整理期間が設けられていない特別会計を除き、当該出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

なお、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨及び出納整理期間が設けられていない特別会計がある場合にはその旨を注記する。

5. 計数の単位

省庁別財務書類に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位（単位未満切り捨て）をもって表示する。

第2章 貸借対照表

1. 貸借対照表の作成目的等

作成目的

貸借対照表は、会計年度末において各省庁（所管別の一般会計及び合算を行っている所管の特別会計をいう。以下同じ。）に帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成する。

作成方法

貸借対照表については、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成された貸借対照表及び「特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された貸借対照表を基礎として作成する。

なお、個別の会計処理については、各会計の財務書類の基準に準じるが、合算にあたって相殺消去などの必要な修正を行うものとする。

2. 貸借対照表の標準的な様式

貸借対照表の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁で固有の資産等については、適宜、表示科目を追加する。

貸借対照表

（単位：百万円）

	前会計年度 (年月日)	本会計年度 (年月日)		前会計年度 (年月日)	本会計年度 (年月日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	×××	×××	未払金	×××	×××
売掛金	×××	×××	支払備金	×××	×××
有価証券	×××	×××	未払費用	×××	×××
たな卸資産	×××	×××	保管金等	×××	×××
未収金	×××	×××	前受金	×××	×××
未収収益	×××	×××	前受収益	×××	×××
前払金	×××	×××	未経過（再）保険料	×××	×××
前払費用	×××	×××	賞与引当金	×××	×××
貸付金	×××	×××	政府短期証券	×××	×××
その他の債権等	×××	×××	責任準備金	×××	×××
貸倒引当金	×××	×××	公的年金預り金	×××	×××
有形固定資産	×××	×××	公債	×××	×××

国有財産(公共用財産を除く)	×××	×××	借入金	×××	×××
土地	×××	×××	退職給付引当金	×××	×××
立木竹	×××	×××	その他の債務等	×××	×××
建物	×××	×××			
工作物	×××	×××			
機械器具	×××	×××			
船舶	×××	×××			
航空機	×××	×××			
建設仮勘定	×××	×××			
公共用財産	×××	×××			
公共用財産用地	×××	×××	負債合計	×××	×××
公共用財産施設	×××	×××	<資産・負債差額の部>		
建設仮勘定	×××	×××			
物品	×××	×××	資産・負債差額	×××	×××
無形固定資産	×××	×××			
出資金	×××	×××			
資産合計	×××	×××	負債及び資産・負債差額合計	×××	×××

第3章 業務費用計算書

1. 業務費用計算書の作成目的等

作成目的

業務費用計算書は、各省庁の業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成する。

作成方法

業務費用計算書については、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成された業務費用計算書及び「特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された業務費用計算書を基礎として作成する。

なお、個別の会計処理については、各会計の財務書類の基準に準じるが、合算にあたって相殺消去などの必要な修正を行うものとする。

2. 業務費用計算書の標準的な様式

業務費用計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁で固有の費用については、適宜、表示科目を追加する。

業務費用計算書

(単位:百万円)

業務費用	前会計年度		本会計年度	
	自	年月日	自	年月日
	至	年月日	至	年月日
人件費	×	×	×	×
賞与引当金繰入額(又は戻入額)	×	×	×	×
退職給付引当金繰入額(又は戻入額)	×	×	×	×
費	×	×	×	×
費	×	×	×	×
保険給付費	×	×	×	×
補助金等	×	×	×	×
委託費	×	×	×	×
特別会計への繰入 ^(注)	×	×	×	×
庁費等	×	×	×	×
その他の経費	×	×	×	×
減価償却費	×	×	×	×
貸倒引当金繰入額(又は戻入額)	×	×	×	×
支払利息	×	×	×	×
資産処分損益	×	×	×	×
評価損	×	×	×	×
本年度業務費用合計	×	×	×	×

(注)「特別会計への繰入」には、他省庁の合算対象となっている特別会計への繰入を計上する。

第4章 資産・負債差額増減計算書

1. 資産・負債差額増減計算書の作成目的等

作成目的

資産・負債差額増減計算書は、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末

の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成する。

作成方法

資産・負債差額増減計算書については、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成された資産・負債差額増減計算書及び「特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された資産・負債差額増減計算書を基礎として作成する。

なお、個別の会計処理については、各会計の財務書類の基準に準じるが、合算にあたって相殺消去などの必要な修正を行うものとする。

2. 資産・負債差額増減計算書の標準的な様式

資産・負債差額増減計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁で固有の増減については、適宜、表示科目を追加する。

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 年月日	至 年月日	自 年月日	至 年月日
前年度末資産・負債差額	× × × ×		× × × ×	
本年度業務費用合計	× × × ×		× × × ×	
財源	× × × ×		× × × ×	
主管の財源 ^(注1)	× × ×		× × ×	
配賦財源 ^(注2)	× × ×		× × ×	
自己収入	× × ×		× × ×	
目的税等収入	× × ×		× × ×	
他会計からの受入 ^(注3)	× × ×		× × ×	
無償所管換等	× × × ×		× × × ×	
資産評価差額	× × × ×		× × × ×	

その他資産・負債差額の増減	× × × ×	× × × ×
本年度末資産・負債差額	× × × ×	× × × ×

(注1) 財務省においては、「主管の財源」に代えて「租税及印紙収入」及び「その他の主管の財源」の科目で表示する。

(注2) 財務省においては、「配賦財源」に代えて他省庁に対する財源の配賦額を「他省庁への財源の配賦」の科目でマイナス表示する。

(注3) 「他会計からの受入」には、他省庁の合算対象となっている特別会計からの受入を計上する。

第5章 区分別収支計算書

1. 区分別収支計算書の作成目的等

作成目的

区分別収支計算書は、各省庁の財政資金の流れを区分別に明らかにすることを目的として作成する。

作成方法

区分別収支計算書については、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成された区分別収支計算書及び「特別会計財務書類の作成基準」に基づいて作成された区分別収支計算書を基礎として作成する。

なお、個別の会計処理については、各会計の財務書類の基準に準じるが、合算にあたって相殺消去など必要な修正を行うものとする。

2. 区分別収支計算書の標準的な様式

区分別収支計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁で固有の収支については、適宜、表示科目を追加する。

区分別収支計算書

(単位：百万円)

前会計年度		本会計年度	
自	年月日	自	年月日
至	年月日	至	年月日

業務収支

1 財源^(注1)

主管の収納済歳入額 ^(注2)	× × × ×	× × × ×
配賦財源 ^(注3)	× × × ×	× × × ×
自己収入	× × × ×	× × × ×
目的税等収入	× × × ×	× × × ×
他会計からの受入	× × × ×	× × × ×
前年度剰余金受入 ^(注2)	× × × ×	× × × ×
資金からの受入(予算上措置されたもの) ^(注2)	<u>× × × ×</u>	<u>× × × ×</u>

財源合計	× × × ×	× × × ×
------	---------	---------

2 業務支出

業務支出(施設整備支出を除く)

人件費	× × × ×	× × × ×
費	× × × ×	× × × ×
費	× × × ×	× × × ×
保険給付費	× × × ×	× × × ×
補助金等	× × × ×	× × × ×
委託費	× × × ×	× × × ×
特別会計への繰入	× × × ×	× × × ×
貸付けによる支出	× × × ×	× × × ×
出資による支出	× × × ×	× × × ×
庁費等の支出	× × × ×	× × × ×
その他の支出	× × × ×	× × × ×
・・・	× × × ×	× × × ×
資金への繰入(予算上措置されたもの)	<u>× × × ×</u>	<u>× × × ×</u>
業務支出(施設整備支出を除く)合計	× × × ×	× × × ×

施設整備支出

土地に係る支出	× × × ×	× × × ×
建物に係る支出	× × × ×	× × × ×
・・・	<u>× × × ×</u>	<u>× × × ×</u>
施設整備支出合計	× × × ×	× × × ×

業務支出合計	× × × ×	× × × ×
業務収支	× × × ×	× × × ×
財務収支		
公債の発行による収入	× × × ×	× × × ×
公債の償還による支出	× × × ×	× × × ×
政府短期証券の発行による収入	× × × ×	× × × ×
政府短期証券の償還による支出	× × × ×	× × × ×
借入による収入	× × × ×	× × × ×
借入金の返済による支出	× × × ×	× × × ×
利息の支払額	× × × ×	× × × ×
公債（借入金）事務取扱に係る支出	<u>× × × ×</u>	<u>× × × ×</u>
財務収支	× × × ×	× × × ×
本年度収支	× × × ×	× × × ×
資金からの受入（決算処理によるもの）	× × × ×	× × × ×
資金への繰入（決算処理によるもの）	× × × ×	× × × ×
収支に関する換算差額	× × × ×	× × × ×
資金本年度末残高	× × × ×	× × × ×
その他歳計外現金・預金本年度末残高	× × × ×	× × × ×
本年度末現金・預金残高	× × × ×	× × × ×

（注 1）「主管の収納済歳入額」及び「配賦財源」には一般会計の計数を、「自己収入」、「目的税等収入」及び「他会計からの受入」には特別会計の計数を、「前年度剰余金受入」及び「資金からの受入（予算上措置されたもの）」には一般会計及び特別会計の計数を計上する。

（注 2）財務省においては、「主管の収納済歳入額」に代えて「租税及印紙収入」、「公債の発行による収入」及び「その他の主管の収納済歳入額」の科目で表示する。

（注 3）財務省においては、「配賦財源」に代えて他省庁に対する財源の配賦額を「他省庁への財源の配賦」の科目でマイナス表示する。

第6章 注記

1. 重要な会計方針

財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- 外貨建金銭債権債務等の換算方法
- 有価証券の評価基準及び評価方法
- たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法
- 引当金の計上基準及び算定方法
- その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

2. 重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

- 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、理由及び重要な会計方針の変更が財務書類に与えている影響の内容
- 表示方法を変更した場合には、その内容

3. 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の各省庁の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- 各省庁の主要な業務の改廃
- 各省庁の組織・機構の大幅な変更
- 国の予算措置の重大な変更
- その他重要な後発事象

4. 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- 保証債務及び損失補償債務負担の状況
- 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- その他主要な偶発債務

5. 翌年度以降支出予定額

支出負担行為がなされていることにより、翌年度以降に支出が予定されているものを記載する。

歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越し（支出負担行為がなされているものに限り、支出負担行為が国庫債務負担行為又は継続費によるものを除く。）に係る翌年度の支出予定額を記載する。

継続費

継続費（支出負担行為がなされているものに限る。）による翌年度以降に係る支出予定額を記載する。

国庫債務負担行為

国庫債務負担行為（支出負担行為がなされているものに限る。）による翌年度以降に係る支出予定額を記載する。

6. 追加情報

各省庁の財務内容を理解するために必要となる次に掲げる事項を記載する。

合算すべき特別会計を有していない省庁においては、合算すべき特別会計がない旨及び一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となっている旨、合算すべき特別会計を有する省庁においては、特別会計を合算している旨及び合算を行った特別会計（勘定）名

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、出納整理期間を有していない特別会計がある場合にはその旨及び当該特別会計名

貸倒引当金を計上している債権のうち、その徴収の可能性について重大な懸念が生じており又は生じることが見込まれるもののうち、重要と認められるものについては、債権の種類、懸念の内容及び金額

厚生年金及び国民年金について、その積立方法、積立金の差額の発生原因の説明、過去期間に対応した将来給付現価額、会計処理、財源の見込み、算出根拠及びその他参考となる事項

責任準備金の計上理由、計上方法、計算根拠及びその他参考となる事項

財政法第44条の資金の名称、根拠法令及び内容

業務費用計算書において、有価証券の処分益や引当金の戻入等が計上されている場合には、その旨及び金額

各財務書類における表示科目について、計上額の算定方法及び計上内容等

また、各省庁固有の表示科目については、その根拠法令等

その他各省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

第7章 附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

貸借対照表の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

会計別の資産及び負債の明細

合算した特別会計がある場合には、会計別の資産及び負債の内訳を記載する。

会計別の資産及び負債の明細（様式例）

	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計	相殺消去	合算合計
<資産の部>	-	-	-	-	-	-
現金・預金						
売掛金						
有価証券						
たな卸資産						
未収金						
：						
<負債の部>	-	-	-	-	-	-
未払金						
支払備金						
：						
<資産・負債差額の部>	-	-	-	-	-	-
資産・負債差額						

（注）合算を行っている特別会計に複数の勘定がある場合には、勘定を合算したものを記載し、各勘定別の明細（特別会計勘定別資産及び負債の明細）については、別葉で同様の様式で作成する。

資産項目の明細

有価証券の明細

満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券について、それぞれ有価証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。また、市場価格がある有価証券（物納されたものを除く。）については取得原価及び時価等の明細を、市場価格のない株式（物納されたものを除く。）については純資産額等の明細を記載する。

満期保有目的有価証券の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	償却原価法に基づく増減額	強制評価減	本年度末残高
----	--------	--------	--------	--------------	-------	--------

.....						
.....						
合計						

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(様式例)

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
.....							
.....							
合計							

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

市場価格のある有価証券の時価等の明細(様式例)

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表計上額
.....				
.....				
合計				

市場価格のない株式の純資産額等の明細(様式例)

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
.....										行政以計算書
.....										法定財務諸表
合計										

たな卸資産の明細

たな卸資産の種類ごとに増減の明細を記載する。

たな卸資産の明細(様式例)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
.....					
.....					
合計					

未収金の明細

未収金の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未収金の明細（様式例）

内容	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
その他		
合計		

貸付金の明細

主な貸付先ごとに増減の明細を記載する。

貸付金の明細（様式例）

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
・・・					
・・・					
その他					
合計					

その他債権等の明細

債権の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他の債権等の明細（様式例）

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
・・・			
・・・			
合計			

固定資産の明細

有形固定資産及び無形固定資産の種類ごとに増減の明細を記載する。また、国有財産については、行政財産及び普通財産ごとに区分して明細を作成する。

なお、公共用財産については、更に海岸、漁港、港湾、土地改良、道路及び治水に区分して明細を作成する。

固定資産の明細（様式例）

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
有形固定資産						
：						
小計						
無形固定資産						

：						
小計						
合計						

(注1)「区分」欄は、国有財産法施行細則別表1に掲げる国有財産の区分を参考に区分する。

(注2) 評価差額は、国有財産台帳の価格改定が行われた年度における評価差額を記載する。

出資金の明細

出資先ごとに増減の明細及び純資産額等の明細を記載する。また、市場価格がある株式については株式数、取得原価及び時価等の明細を、市場価格のない株式については純資産額等の明細を記載する。

出資金の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
・・・							
・・・							
合計							

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

市場価格のある株式の時価等の明細（様式例）

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表計上額
・・・				
・・・				
合計				

市場価格のない出資金の純資産額等の明細（様式例）

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
・・・										行政以計算書
・・・										法定財務諸表
合計										

負債項目の明細

未払金の明細

未払金の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未払金の明細（様式例）

内容	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
その他		
合計		

政府短期証券の明細

政府短期証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。

政府短期証券の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
・・・						
・・・						
合計						

公債の明細

主な種類ごとに増減の明細を記載する。また、償還年次表を作成する。

公債の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
建設公債						
特例公債						
・・・						
合計						

借入金の明細

主な借入先ごとに増減の明細を記載する。

借入金の明細（様式例）

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
・・・				
・・・				
その他				
合計				

その他の債務等の明細

債務の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他債務等の明細（様式例）

債務の種類	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
合計		

その他の明細

上記に示した以外の科目で、金額的に重要性がある科目又は各省庁に固有の科目等について明細を作成し、その科目の内容及び増減等を記載する。

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

業務費用計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

会計別の業務費用の明細

合算した特別会計がある場合には、会計ごとの業務費用の内訳を記載する。

会計別の業務費用の明細（様式例）

	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計	相殺消去	合算合計
人件費						
賞与引当金繰入額						
退職給付引当金繰入額						
費						
補助金等						
：						
本年度業務費用合計						

（注）合算を行っている特別会計に複数の勘定がある場合には、勘定を合算したものを記載し、各勘定別の明細（特別会計勘定別業務費用の明細）については、別葉で同様の様式で作成する。

補助金等の明細

各省庁から支出された補助金等（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等）について、名称、相手先、金額及び支出目的の明細を記載する。

補助金等の明細（様式例）

名称	相手先	金額	支出目的
----	-----	----	------

<補助金>			
<負担金>			
<委託費>			
...			
合計			

委託費等の明細

各省庁から支出された補助金等に該当しない委託費等（国有資産所在市町村交付金を除く。）について、委託費等の各区分別に名称、相手先、金額及び支出目的の明細を記載する。

委託費等の明細（様式例）

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
<交付金>			
...			
合計			

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

資産・負債差額増減計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

会計別の資産・負債差額の増減の明細

合算した特別会計がある場合には、会計ごとの資産・負債差額の増減の内訳を記載する。

会計別の資産・負債差額の増減の明細（様式例）

	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計	相殺消去	合算合計
前年度末 資産・負債差額						
本年度 業務費用合計						
財源						
主管の財源						

：						
無償所管換等						
資産評価差額						
その他増減						
本年度末 資産・負債差額						

(注) 合算を行っている特別会計に複数の勘定がある場合には、勘定を合算したものを記載し、各勘定別の明細(特別会計資産・負債差額の増減の明細)については、別葉で同様の様式で作成する。

財源の明細

「主管の財源」について、その款項別内訳の明細を作成する。

財務省においては、「租税及印紙収入」の項別内訳及び「その他の主管の財源」の款項別内訳並びに「他省庁への財源の配賦」の省庁別内訳の明細を作成する。

「自己収入」、「目的税等収入」及び「他会計からの受入」について、特別会計ごとの内容の明細を作成する。

特別会計の財源の明細(様式例)

特別会計	区分	財源の内容	金額
特別会計	自己収入	収入	
		手数料収入	
		運用益	
		その他の財源	
		小計	
	目的税等収入	税	
		小計	
	他会計からの受入	特別会計からの受入	
		特別会計からの受入	
		小計	
合計			
特別会計	自己収入	収入	
		手数料収入	
		運用益	
		その他の財源	
		小計	
	目的税等収入	税	
		小計	

	他会計からの受入	特別会計からの受入	
		特別会計からの受入	
		小計	
	合計		
合計			

財産の無償所管換等の明細

省庁間における財産の無償所管換等について、区分ごとに、相手先、金額、内容及び所管換等の理由を記載する。

無償所管換等の明細（様式例）

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等(受)					
財産の無償所管換等(渡)					
財産の交換差額					
実測と帳簿の差額					
・・・					
合計					

資産評価差額の明細

区分ごとに資産評価差額の増減の明細等を記載する。

資産評価差額の明細（様式例）

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				時価評価
土地	-			価格改定
建物	-			価格改定
・・・				
出資金				時価評価
合計				

(注) 価格改定が行われる国有財産(公園及び広場以外の公共用財産を除く。)については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

その他資産・負債差額の増減の明細

その他資産・負債差額の増減の明細を作成する。

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

区分別収支計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作

成する。

会計別の区分別収支の明細

合算した特別会計がある場合には、会計別の区分別収支の内訳を記載する。

会計別の区分別収支の明細（様式例）

	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計	相殺消去	合算合計
主管の収納済歳入額						
配賦財源						
：						
財源合計						
人件費						
費						
：						
業務支出(施設整備 支出を除く)合計						
土地に係る支出						
：						
施設整備支出合計						
業務支出合計						
公債の発行による収入						
：						
財務収支						
本年度収支						
：						
収支に関する 換算差額						
資金本年度末残高						
：						
本年度末 現金・預金残高						

（注）合算を行っている特別会計に複数の勘定がある場合には、勘定を合算したものを記載し、各勘定別の明細（特別会計区分別収支の明細）については、別葉で同様の様式で作成する。

財源の明細

「主管の収納済歳入額」について、その款項別内訳の明細を作成する。

財務省においては、「租税及印紙収入」の項別内訳及び「その他の主管の収納済歳入

額」の款項別内訳並びに「他省庁への財源の配賦」の省庁別内訳の明細を作成する。

「自己収入」、「目的税等収入」及び「他会計からの受入」について、特別会計ごとの内容の明細を作成する。

特別会計の財源の明細（様式例）

特別会計	区分	財源の内容	金額	
特別会計	自己収入	収入		
		手数料収入		
		運用収入		
		その他の収入		
		小計		
	目的税等収入	税		
		小計		
	他会計からの受入	特別会計からの受入		
		特別会計からの受入		
		小計		
	合計			
	特別会計	自己収入	収入	
			手数料収入	
運用収入				
その他の収入				
小計				
目的税等収入		税		
		小計		
他会計からの受入		特別会計からの受入		
		特別会計からの受入		
		小計		
合計				
合計				

資金の明細

財政法第 44 条の資金を有する場合は、資金の増減の明細を記載する。

資金の明細（様式例）

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金				
資金				

その他歳計外現金・預金の明細

資金以外の歳計外の現金・預金の明細を記載する。

その他歳計外現金・預金の増減の明細（様式例）

	金額
前年度末残高	
本年度受入	
・・・	
・・・	
本年度払出	
・・・	
・・・	
本年度末残高	

第8章 参考情報

1. 各省庁が所掌する業務等についての情報

各省庁の所掌する業務、組織及び定員、各省庁における会計間の財政資金の流れ、特殊法人等（法律により直接設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人並びに特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）及び公益法人との間の財政資金の流れのほか、各会計の歳入歳出決算の概要等を作成する。

2. 機会費用

業務費用としては認識されていないが、各省庁が業務を実施する上での国民の負担と考えられるコスト（以下「機会費用」という。）を記載する。

機会費用としては、他省庁からの繰入金で、繰入金に相当する金額を繰り戻すことが法令等で規定されているもの（利息を付すことが予定されているものを除く。）の会計年度末残高に、会計年度末における10年利付国債の利回りを乗じることにより算出する。

3. 公債関連情報

各省庁の負債又は業務費用としては認識されていないが、一般会計の財源を補うために発行した公債（建設公債及び特例公債）が各省庁の業務実施の財源となっていることから、以下の公債関連情報を記載する。

一般会計の会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額及び当該年度の利払費

の額を各省庁の一般会計の資産額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として配分したものの

の額を各省庁の一般会計の資産・負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として配分したものの

4．省庁別連結財務書類

各省庁の実施している業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結し、各省庁が所掌する業務の全体の財務状況を開示することを目的として、省庁別連結財務書類を作成する。

なお、省庁別連結財務書類の作成については、次章に示すところによる。

第9章 省庁別連結財務書類

1．省庁別連結財務書類の体系等

省庁別連結財務書類の体系は、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、連結区分別収支計算書及び附属明細書とする。

連結貸借対照表は、各省庁の業務に関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結したところの会計年度末の資産及び負債の状況を明らかにするものである。

連結業務費用計算書は、各省庁の業務に関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結したところの当該年度に発生した業務費用を明らかにするものである。

連結資産・負債差額増減計算書は、各省庁の業務に関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結したところの当該年度の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示するものである。

連結区分別収支計算書は、各省庁の業務に関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結したところの当該年度の財政資金の流れと収支状況を区分別に明らかにするものである。

なお、各財務書類の様式は、省庁別財務書類の様式に準じるものとする。

附属明細書としては、各省庁及び特殊法人等別の資産及び負債、業務費用、資産・負債差額の増減並びに区分別収支の明細を作成する。

2．連結の対象

連結対象法人

各省庁は、所掌している業務と業務関連性がある特殊法人等を連結対象とする。

各省庁が連結する「所掌している業務と業務関連性がある特殊法人等」とは、特殊法人等の設立根拠法に基づき、各省庁（主務大臣）から監督を受けるとともに、当該省庁から出資金や補助金等の財政支出を受けている法人とし、各省庁の監督権限が限定されている場合及び財政支出がない場合等においては、連結対象から除外すること

ができるものとする。

連結対象から除外することができる「各省庁の監督権限が限定されている場合」とは、「法人の長及び監事の任命及び解任」及び「予算及び事業計画等の認可」の監督権限について、これらの権限の双方または一方がない場合、並びに、これらの権限の双方が縮小されている場合とする。

連結対象から除外することができる「財政支出がない場合等」とは、各省庁から財政支出がなされていない場合、財政支出があるがその額が極めて僅少な場合及び財政支出があるが経緯的に財政支出と主務省の業務実施との関係が弱いと認められる場合とする。

なお、「各省庁の監督権限が限定されている場合」に該当しても、財政支出が相当程度ある場合には、業務関連性があるものとして連結対象とする。

各省庁が連結を行った特殊法人等については、その法人名及び出資割合等を注記する。

複数の省庁から監督及び財政支出を受けている法人

複数の省庁から監督及び財政支出を受けている特殊法人等については、監督権限及び財政支出の状況等から特殊法人等と最も業務の関連度合いが高いとみられる省庁が連結を行う。ただし、特殊法人等において区分経理がなされ、勘定単位で監督権限等の省庁が異なっている場合には、勘定単位でもって業務の関連性を判断し、勘定単位で連結を行うものとする。

特殊法人等の子会社

特殊法人等の子会社（特殊法人等の行政コスト計算書作成指針上の子会社及び独立行政法人会計基準上の特定関連会社等をいう。以下同じ。）のうち、特殊法人等から出資を受けているもの（特殊法人等からの出資が僅少なものを除く。）については、各省庁と業務関連性があるものとみなし、特殊法人等とともに連結対象とする。

なお、特殊法人等の子会社のうち、特殊法人等から出資を受けていないこと又は特殊法人等からの出資が僅少であることから連結対象から除外したものがある場合には、その旨、法人名及び除外した理由を注記する。

3. 省庁別連結財務書類の作成方法等

連結の手法

連結に際しては、省庁別財務書類及び特殊法人等の財務諸表の金額を基礎とした上で、必要な相殺消去等の処理を行うなど、企業会計における連結財務諸表の作成の手法を準用して省庁別連結財務書類を作成する。

なお、行政コスト計算書を作成している特殊法人等においては、行政コスト計算書の添付資料として作成された財務諸表を基礎として省庁別連結財務書類を作成する。

出納整理期間中の取引

省庁別財務書類においては、出納整理期間における現金の受払も含めたところで財務書類を作成することとしているが、特殊法人等においては出納整理期間が設けられていない。

出納整理期間中に各省庁と特殊法人等との間で、補助金等の精算が行われる場合等があることから、連結に際しては、当該期間中の現金の受払いについて修正を行うものとする。

特殊法人等に特有の会計処理の取扱い

行政コスト計算書の添付資料として作成された財務諸表においては、資産見返補助金が負債に計上されている場合があるほか、独立行政法人の財務諸表においては、運営費交付金等が負債計上されている場合や退職手当に係る引当金が計上されていない場合があるなど、特殊法人等においては、それぞれの特性を反映した財務諸表が作成されている。

これらの特殊法人等に特有な会計処理については、資産及び負債の適正評価の観点から、負債計上されている資産見返補助金や運営費交付金等については負債から資産・負債差額へ移し換え、退職手当に係る引当金は所要額を計上する等、連結に際して必要な修正を行うものとする。

会計処理の修正に係る注記

連結に際し、出納整理期間における現金の受払いの修正や、特殊法人等の特有の会計処理の修正を行った場合には、連結に際して行った主要な修正の内容について注記する。

他省庁等の出資の表示

連結対象となる特殊法人等の中には、連結する省庁以外の省庁や民間企業等から出資を受け入れているものもあり、このような特殊法人等を連結した場合には、連結貸借対照表において、他省庁等の出資者からの出資を含んだ総額を資産・負債差額の部に表示し、他省庁等からの出資金額を内書きで表示する。

一般会計省庁別財務書類の作成基準

第1章 一般会計省庁別財務書類の体系等

1. 体系

一般会計省庁別財務書類の体系は、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とする。

2. 作成単位

一般会計省庁別財務書類の作成単位は、一般会計歳出予算の所管とする。

3. 作成に際しての基礎的な計数

一般会計省庁別財務書類は、歳入歳出決算及び国有財産台帳等の計数を基礎として作成する。

4. 作成基準日

一般会計省庁別財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、出納整理期間における現金の受払等があった場合には、当該出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

なお、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨を注記する。

5. 計数の単位

一般会計省庁別財務書類に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位（単位未満切り捨て）をもって表示する。

第2章 貸借対照表

1. 貸借対照表の作成目的等

作成目的

貸借対照表は、会計年度末において各省庁（国会、裁判所、会計検査院、内閣及び各府省をいう。以下同じ。）に帰属する一般会計の資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成する。

区分等

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「資産・負債差額の部」の3区分とする。

資産の部及び負債の部について、特に流動・固定の区分は行わないが、配列については、流動性配列法とする。

外貨建金銭債権債務等の換算

外国通貨、外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等（以下「外貨建金銭債権債務等」という。）については、原則として、会計年度末の為替レートで換算し、その換算方法を注記する。

また、外貨建金銭債権債務等の換算差額は、業務費用計算書に計上する。

2. 資産項目

資産については、現金・預金、有価証券、たな卸資産、貸付金、有形固定資産及び出資金等、過去の取引又は事象の結果として各省庁に帰属する一般会計の資源であって、これにより将来の業務提供能力又は経済的便益が期待されるものを計上し、形態を表す科目によって表示する。また、貸借対照表価額については、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法により計上する。

現金・預金

手持ち現金、日本銀行預託金、財政融資資金預託金のほか、円貨預け金及び外貨預け金等を「現金・預金」として計上する。

また、供託金、契約保証金等として、各省庁の一般会計が保管しているものについては、各省庁に消費寄託されていることから「現金・預金」として計上する。なお、消費寄託の寄託者からの請求権は「保管金等」として負債の部に計上する。

有価証券

計上対象

各省庁が保有している債券等及び政策目的以外の目的をもって保有する有価証券を「有価証券」として計上する。また、有価証券の評価基準及び評価方法を注記する。

なお、契約保証金等として国に寄託されている有価証券は、国に所有権が移転していないため計上しない。

評価基準

有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、それぞれ次のとおり評価する。

満期保有目的有価証券

満期まで所有する意図をもって保有している債券、いわゆる「満期保有目的有価証券」については、償却原価法によって算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、満期保有目的有価証券で市場価格があるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。なお、債券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

満期保有目的以外の有価証券

「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。

ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のないものについては、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額とする。

ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。

たな卸資産

製品、半製品、仕掛品等を「たな卸資産」として計上する。また、原則として、それぞれの種類ごとに取得原価により計上し、その評価基準及び評価方法を注記する。

ただし、時価が取得原価より著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、時価をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、回復する見込みがあると認め

られ、時価によって評価しない場合には、その旨、その理由及び時価との差額を注記する。

未収金

会計年度末における未収入金を「未収金」として計上する。

ただし、たな卸資産の売却に伴う未収入金については「売掛金」の科目で計上する。

未収収益

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行っている場合、会計年度末において、既に提供した役務に対して未だその対価の支払を受けていないものを「未収収益」として計上する。

前払金

会計年度末において、未だ提供されていない役務又は物品に対する既支払額を「前払金」として計上する。

ただし、前金払されている公共事業の対価について、膨大な数に上る事業ごとにその執行状況を把握し、分離・区分することが困難な場合には、これを「建設仮勘定」として計上することができる。

前払費用

一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、会計年度末において、未だ提供されていない役務に対して支払われた対価を「前払費用」として計上する。

貸付金

貸付先に対する融資残高を「貸付金」として計上する。

その他の債権等

特別会計繰入未収金

特別会計からの過去又は現在の繰入不足等であって、将来的に財源の繰入等について、法令等により金額等が具体的に規定されているものを「特別会計繰入未収金」として計上する。

なお、本未収金は、将来歳入予算に計上する省庁において計上する。

特別会計繰戻未収金

特別会計への繰入金で、繰入金に相当する金額が繰り戻されること及び繰り戻されるべき具体的金額(又は算出方法)が法令等により規定されているものを「特別会計繰戻未収金」として計上する。

なお、本未収金は、将来歳入予算に計上する省庁において計上する。

その他の債権等

各省庁の一般会計に帰属する上記以外の債権等については、「その他の債権等」として計上する。

ただし、金額的に重要性があるもの及び一般会計の各省庁で固有のものについては、「その他の債権等」ではなく独立の科目で表示する。

貸倒引当金

売掛金、未収金及び貸付金等の債権に対しては、個々の債権の事情に適した合理的な基準により貸倒見積高を算定し、「貸倒引当金」として計上する。ただし、合理的な基準により難い特別の事情がある場合には、過去3年間の実績に基づいて算定することができる。

貸倒引当金については、その計上基準及び算定方法のほか、貸倒引当金の計上対象となっている債権の状況等について注記する。

有形固定資産

有形固定資産については、その種類ごとに表示科目を設け計上する。

有形固定資産は管理客体ごとに管理法規が定められていること等から、それぞれの目的に応じた評価方法により計上する。また、減価償却の方法について注記する。

国有財産（公共用財産を除く）

公共用財産（公園及び広場を除く。以下同じ。）を除く国有財産については、国有財産台帳によってその価額が管理されていることから、これを基礎として貸借対照表計上額を決定する。非償却資産については、国有財産台帳価格で計上する。また、償却資産については、価格改定年度以外の年度においては、減価償却費が台帳価格に反映されていないことから、価格改定に適用される減価償却の方法（定率法）により減価償却費相当額を算出し、国有財産台帳価格から当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。

国有財産の台帳価格の改定に係る評価差額については、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。国有財産の処分時においては、台帳価格（償却資産については、価格改定年度の翌年度以降は減価償却費相当額を控除した後の価額）に基づいて処分損益を算定する。

また、国有財産法施行細則別表1に掲げる国有財産の区分を参考に表示科目を設定する。

なお、売却を前提として保有している国有財産については、これを「たな卸資産」として計上する。

公共用財産

公共用財産のうち、国の所有となるものについて、施設の耐用年数にわたる過去

の用地費や事業費等を累計（累積）することにより取得原価を推計し計上する。

非償却資産である公共用財産の用地部分については、施設の耐用年数分の用地費等を累計（累積）した価額を計上する。

償却資産である公共用財産の施設部分については、過去の事業費等を累計（累積）することにより資産価額を推計し、更に定額法により減価償却費相当額を算出し、当該資産価額から、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。

また、事業費の累計（累積）にあたっては、国の事業費のほか、地方公共団体等の負担がある場合には、地方公共団体等の負担分を推計し、これも合算した上で事業費を累計（累積）する。

物品

取得価格又は見積価格が50万円（防衛庁防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具（除自動車）については300万円）以上の重要物品を「物品」として計上する。また、物品管理簿の記載価格を基礎とし、減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。

なお、物品の耐用年数については、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を基準とする。

無形固定資産

国有財産として管理されている地上権等の用益物権及び特許権等の無体財産権のほか、電話加入権やソフトウェアを「無形固定資産」として計上する。また、減価償却の方法について注記する。

国有財産

国有財産として管理されている地上権等の用益物権及び特許権、著作権等の無体財産権については、国有財産台帳価格で計上する。

地上権等の用益物権など、国有財産台帳上、価格改定時に償却が反映されていないものについては償却を要しないが、その他の償却資産は償却を行うこととし、実施料等の見積価格で国有財産台帳に計上されているものについては、実施料等相当額を償却し、当該実施料等相当額を控除した後の価額を計上する。

国有財産の台帳価格の改定に係る評価差額については、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。国有財産の処分時においては、台帳価格（償却資産については、価格改定年度の翌年度以降は減価償却費相当額を控除した後の価額）に基づいて処分損益を算定する。

電話加入権

電話加入権については、取得原価で計上する。ただし、取得原価が判明しないものについては、現在の取得価格に相当する金額で計上する。

ソフトウェア

ソフトウェアについては、研究開発費に該当しないソフトウェア制作費について、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものを計上する。計上価額は、当該ソフトウェアの取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難な場合は、5年間の開発費等の累計)を資産価額とし、定額法による減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額とする。

出資金

国有財産として管理されている政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを「出資金」として計上する。ただし、政策目的をもって保有していない有価証券については、「有価証券」として計上する。

「出資金」については、原則として、出資を行った省庁において計上する。ただし、「省庁別財務書類の作成基準」により連結対象となった特殊法人等(法律により直接設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人並びに特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)に対する出資については、当該基準に基づき連結を行うこととなる省庁において、他省庁からの出資も含めて一括して計上する。

「出資金」のうち、市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。

ただし、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

「出資金」のうち、市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。

この出資先の財政状態について、行政コスト計算書を作成している特殊法人等においては、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づいて作成された貸借対照表によって出資金の実質的価値を算出する。

なお、出資金の評価について、出資先法人に勘定区分があり、当該勘定の業務に充てるために出資がなされている場合には、当該勘定の財政状態によって評価を行う。

3. 負債項目

負債については、未払金、政府短期証券、借入金、公債及び退職給付引当金等、過去の取引又は事象に起因する各省庁の一般会計の現在の義務であって、その履行により、将来の業務提供能力又は経済的便益の減少を生じさせるものを計上し、性質を表す科目によって表示する。

未払金

会計年度末までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し又は合理的に見積もることができるものを「未払金」として計上する。

未払費用

一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、会計年度末において、既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないものを「未払費用」として計上する。

前受金

会計年度末において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないものを「前受金」として計上する。

前受収益

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、会計年度末において、未だ提供していない役務に対し支払を受けた対価を「前受収益」として計上する。

賞与引当金

期末手当・勤勉手当については、会計年度末までの期間に対応する部分を「賞与引当金」として計上し、その計上基準及び算定方法について注記する。

政府短期証券

財務省証券については、残高（額面額）より債券発行差金を控除又は加算した額を貸借対照表価額とし、「政府短期証券」として計上する。

債券発行差金は、財務省証券の発行期間にわたって償却を行い、債券発行差金の償却分については、業務費用計算書において「支払利息」として計上する。

借入金

財政融資資金及び民間金融機関等からの借入残高を「借入金」として計上する。

公債

公債については、残高（額面額）より債券発行差金を控除又は加算した額を貸借対

照表価額とし、「公債」として計上する。

債券発行差金は、公債の発行期間にわたって償却を行い、債券発行差金の償却分については、業務費用計算書において「支払利息」として業務費用計算書に計上する。

退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金

退職手当のうち既に労働提供が行われている部分について、期末要支給額方式で算定し、「退職給付引当金」として計上する。

なお、特殊法人等への出向者に係る退職給付引当金についても計上することとし、特殊法人等からの出向者に係る退職給付引当金については計上を要しない（特殊法人等への出向者に係る退職給付引当金の計上は、一般会計において負担することとなる者を対象とし（負担関係が不明な場合は、一般会計の負担とする。）この場合の俸給は、引き続き国の職員として在職していたと仮定した場合の俸給で算定するものとする。）

また、退職給付引当金の計上基準及び算定方法について注記する。

恩給給付費

恩給給付費のうち、一般会計の負担分について、将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上する。

整理資源

国家公務員共済年金の整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）のうち、各省庁の負担分について、将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上する。

国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金について、将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上する。

その他の債務等

特別会計繰入未済金

特別会計への過去又は現在の繰入不足等であって、将来的に特別会計に繰り入れるべきものについて、法令等の規定により金額等が具体的に規定されているものを「特別会計繰入未済金」として計上する。

なお、本未済金は、将来歳出予算に計上する省庁において計上する。

特別会計繰戻未済金

特別会計からの繰入金で、繰入金に相当する金額を繰り戻すことが法令等で規定されているものの繰戻未済額を「特別会計繰戻未済金」として計上する。

なお、本未済金は、将来歳出予算に計上する省庁において計上する。

その他の債務等

各省庁の一般会計に帰属する上記以外の債務及び引当金等については、「その他の債務等」として計上する。

ただし、金額的に重要性があるもの又は一般会計の各省庁で固有のものについては、「その他の債務等」ではなく独立の科目で表示する。

4. 資産・負債差額

貸借対照表における資産と負債の差額については、「資産・負債差額の部」として整理する。資産・負債差額の部については、「資産・負債差額」の科目で一括計上する。

5. 貸借対照表の標準的な様式

貸借対照表の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁で固有の資産等については、適宜、表示科目を追加する。

貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (年月日)	本会計年度 (年月日)		前会計年度 (年月日)	本会計年度 (年月日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	×××	×××	未払金	×××	×××
売掛金	×××	×××	未払費用	×××	×××
有価証券	×××	×××	保管金等	×××	×××
たな卸資産	×××	×××	前受金	×××	×××
未収金	×××	×××	前受収益	×××	×××
未収収益	×××	×××	賞与引当金	×××	×××
前払金	×××	×××	政府短期証券	×××	×××
前払費用	×××	×××	公債	×××	×××
貸付金	×××	×××	借入金	×××	×××
その他の債権等	×××	×××	退職給付引当金	×××	×××
貸倒引当金	×××	×××	その他の債務等	×××	×××
有形固定資産	×××	×××			

国有財産(公共用財産を除く)	×××	×××		
土地	×××	×××		
立木竹	×××	×××		
建物	×××	×××		
工作物	×××	×××		
機械器具	×××	×××		
船舶	×××	×××		
航空機	×××	×××		
建設仮勘定	×××	×××		
公共用財産	×××	×××		
公共用財産用地	×××	×××	負債合計	×××
公共用財産施設	×××	×××	<資産・負債差額の部>	
建設仮勘定	×××	×××		
物品	×××	×××	資産・負債差額	×××
無形固定資産	×××	×××		
出資金	×××	×××		
資産合計	×××	×××	負債及び資産・負債差額合計	×××

第3章 業務費用計算書

1. 業務費用計算書の作成目的等

作成目的

業務費用計算書は、各省庁の一般会計の業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成する。

業務費用計算書の考え方

業務費用計算書は、各省庁の一般会計の業務実施に伴い当該年度に発生した費用を発生主義により認識し、その内容を形態別を基本とした表示科目で示すものである。

なお、業務費用計算書は、資産・負債差額の減少要因のうち、各省庁の業務実施に伴い発生した費用を計算・表示した財務書類であり、末尾に記載される「本年度業務費用合計」は、貸借対照表の資産・負債差額の増減を明らかにする資産・負債差額増減計算書の「本年度業務費用合計」に連動することとなる。

作成方法

業務費用計算書は、歳入歳出決算の計数から資産計上されるものを控除するほか、

発生主義により把握する経過勘定項目、減価償却費及び引当金等の非資金取引を修正すること等により作成する。

2. 業務費用計算書の計上項目

業務費用項目

業務実施に伴い発生した費用・損失

各省庁の所掌する範囲内において、各省庁の業務実施に伴い当該年度に発生した費用及び損失を計上する。

引当金等の戻入額等

貸倒引当金及び退職給付引当金等の戻入額については控除項目として計上し、戻入額が計上されている場合には、その旨及び金額を注記する。

資産の処分損益等

有価証券、国有財産及び物品等の売却損益及び除却損等を計上（処分益は控除項目として計上）し、処分益が計上されている場合には、その旨及び金額を注記する。

評価差額等

外貨建金銭債権債務等の換算差額並びにたな卸資産、有価証券及び出資金の強制評価減に係る評価差額を計上（換算差益は控除項目として計上）し、換算差益が計上されている場合には、その旨及び金額を注記する。

業務費用計算書には計上しないもの

資産・負債差額の減少となるもの又は歳出決算に計上されるものであっても、以下のものは業務費用計算書には計上しない。

資産及び負債の評価差額

資産及び負債の評価替えに伴い発生した評価差額のうち、資産・負債差額増減計算書の「資産評価差額」として計上するものについては、業務費用計算書には計上しない。

無償所管換（渡）等

省庁間又は会計間の財産の無償所管換（渡）等及びこれに準ずる資産の減少に伴い生じた差額については、法令に基づいて所管換えが行われること等から、資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」として計上し、業務費用計算書には計上しない。

資金（積立金）への繰入

財政法第44条の資金への繰入については、歳出予算を通して行われるが、過去の業務実施に充てられた不足財源の補填又は翌年度以降の業務実施に係る財源の留保である。したがって、資金への繰入により資産・負債差額の増減は生じず、資金への繰入は、当該年度の業務実施に伴う費用には該当しないため、業務費用計算書には計上しない。

3. 業務費用計算書の標準的な様式

業務費用計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁で固有の費用については、適宜、表示科目を追加する。

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日
人件費 ^(注1)	× × × ×		× × × ×	
賞与引当金繰入額 (又は戻入額)	× × × ×		× × × ×	
退職給付引当金繰入額 (又は戻入額)	× × × ×		× × × ×	
費 ^(注2)	× × × ×		× × × ×	
費 ^(注2)	× × × ×		× × × ×	
補助金等 ^(注3)	× × × ×		× × × ×	
委託費 ^(注3)	× × × ×		× × × ×	
特別会計への繰入	× × × ×		× × × ×	
庁費等 ^(注4)	× × × ×		× × × ×	
その他の経費	× × × ×		× × × ×	
減価償却費	× × × ×		× × × ×	
貸倒引当金繰入額 (又は戻入額)	× × × ×		× × × ×	
支払利息	× × × ×		× × × ×	
資産処分損益	× × × ×		× × × ×	
評価損	× × × ×		× × × ×	
本年度業務費用合計	× × × ×		× × × ×	

(注1)「人件費」には、共済組合負担金を含む。

(注2)「費」には、特定の業務に係る経費を特記できる場合に当該費用を計上する。

(注3)「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上する。当該補助金等に該当しない対価性のある委託費及び交付金(国有資産所在市町村交付金を除く。)等については、それぞれ適宜の科目で計上する。

(注4)「庁費等」には、庁費及び借料等の物件費を計上する。

第4章 資産・負債差額増減計算書

1. 資産・負債差額増減計算書の作成目的等

作成目的

資産・負債差額増減計算書は、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成する。

資産・負債差額増減計算書の考え方

業務費用と財源の間には、企業会計の費用と収益と同様の対応関係が存在していないこと等から、業務費用と財源を同一の計算書において対応させ、その差額の計算を行うことに積極的な意義を見出し難い。しかしながら、業務費用計算書は貸借対照表の資産・負債差額の増減の全てを表示するものではないため、資産・負債差額の増減額のうち、業務費用計算書に計上されないものについて、資産・負債差額増減計算書において、要因別に示すものである。

なお、資産・負債差額増減計算書は、貸借対照表の資産・負債差額の増減要因を開示する財務書類であることから、前年度末と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額と連動することとなる。

2. 資産・負債差額増減計算書の計上項目

資産・負債差額増減項目

本年度業務費用合計

業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の金額を計上する。

財源

各省庁の業務実施の財源として「主管の財源」及び「配賦財源」を計上する。

「主管の財源」としては、各省庁の主管歳入の徴収決定済額(当該年度に調査決定を行ったものに限る。)に、資産・負債差額の増減項目とはならない資産の処分に

係る収入及び貸付金回収収入等を加減した額を計上する。

「配賦財源」としては、各省庁の歳出決算額（支出済歳出額）と主管の歳入決算額（収納済歳入額）との差額を計上する。

無償所管換等

一般会計の省庁間又は会計間の財産の無償所管換（渡）等及びこれに準ずる資産の減少については、資産・負債差額の減少要因であるが、法令に基づいて所管換えが行われること等から、各省庁の業務実施に伴い発生した費用として整理することは適当でないと考えられるため、資産・負債差額増減計算書において「無償所管換等」として計上する。また、財産の無償所管換（受）等については、資産・負債差額の増加要因であることから、同様に「無償所管換等」として計上する。

なお、無償所管換等は純額を計上し、その内訳は附属明細書で記載する。

資産評価差額

有価証券及び出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く。）及び国有財産の台帳価格改定に伴う評価差額について、「資産評価差額」として計上する。

なお、資産評価差額は純額（本年度発生額と戻入額の差額）を計上し、その増減等は附属明細書で記載する。

その他資産・負債差額の増減

資金の増減のうち歳入歳出外で増減するもの等について、「その他資産・負債差額の増減」として計上する。

なお、その他資産・負債差額は純額を計上し、その内訳は附属明細書で記載する。

財源とは整理しないもの

資金からの受入

財政法第44条の資金からの受入のうち、前年度以前に資産・負債差額の増加となっているものを改めて歳入として受け入れているものについては、内部の財政資金の調整（移動）にすぎず、資産・負債差額の増減は生じないことから、財源としては計上しない。

ただし、租税収入等については、国税収納金整理資金から純額が歳入として計上され、資産・負債差額の増加となることから、これを財源として計上する。

前年度剰余金受入

前年度剰余金受入は、本年度の業務実施の財源とはなっているが、前年度以前に資産・負債差額の増加となっているものであり、内部の財政資金の調整（移動）にすぎず、資産・負債差額の増減は生じないことから、財源としては計上しない。

3. 資産・負債差額増減計算書の標準的な様式

資産・負債差額増減計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁で固有の増減については、適宜、表示科目を追加する。

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日
前年度末資産・負債差額	× × × ×		× × × ×	
本年度業務費用合計	× × × ×		× × × ×	
財源	× × × ×		× × × ×	
主管の財源 ^(注1)	× × ×		× × ×	
配賦財源 ^(注2)	× × ×		× × ×	
無償所管換等	× × × ×		× × × ×	
資産評価差額	× × × ×		× × × ×	
その他資産・負債差額の増減	× × × ×		× × × ×	
本年度末資産・負債差額	× × × ×		× × × ×	

(注1) 財務省においては、「主管の財源」に代えて「租税及印紙収入」及び「その他の主管の財源」の科目で表示する。

(注2) 財務省においては、「配賦財源」に代えて他省庁に対する財源の配賦額を「他省庁への財源の配賦」の科目でマイナス表示する。

第5章 区分別収支計算書

1. 区分別収支計算書の作成目的等

作成目的

区分別収支計算書は、各省庁の一般会計の財政資金の流れを区分別に明らかにすることを目的として作成する。

作成方法

区分別収支計算書は、歳入歳出決算の計数を業務収支と財務収支の区分に並び替えること等により作成する。

また、「本年度収支」に続いて、翌年度歳入繰入、収支に関する換算差額、歳計外の資金、供託金及び契約保証金の残高を計上する。これにより、区分別収支計算書の「本年度末現金・預金残高」と貸借対照表の「現金・預金」の計数は一致することとなる。

2. 収支区分の内容

区分別収支計算書における収支区分の内容は、次のとおりとする。

業務収支

業務収支の区分には、「財務収支」を除いたところの各省庁の業務実施の財源の受入及び業務実施に伴う支出を計上する。

財源

各省庁の業務実施の財源（「財務収支」に計上される公債発行による資金調達を除く。）として、「主管の収納済歳入額」及び「配賦財源」を計上する。

「主管の収納済歳入額」には、各省庁の主管歳入の収納済歳入額を計上する。

また、「配賦財源」には、各省庁の歳出決算額（支出済歳出額）と主管の歳入決算額（収納済歳入額）との差額を計上する。

業務支出

各省庁が所掌する業務を実施するために支出された額（「財務収支」に計上される借入金の返済や公債の償還等に係る支出を除く。）を計上し、形態別を基本とした表示科目でその内容を開示する。

なお、業務支出のうち一般会計の各省庁の有形固定資産（物品を除く。）の計上に繋がる支出は「施設整備支出」に計上し、それ以外の支出を「業務支出（施設整備支出を除く）」に計上する。

財務収支

財務収支の区分には、公債の発行等による資金調達並びにこれらの返済に係る収支

(利息の支払等を含む。)を計上する。

3. 区分別収支計算書の標準的な様式

区分別収支計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各省庁で固有の収支については、適宜、表示科目を追加する。

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日
業務収支				
1 財源				
主管の収納済歳入額 ^(注1)	× × × ×		× × × ×	
配賦財源 ^(注2)	<u>× × × ×</u>		<u>× × × ×</u>	
財源合計	× × × ×		× × × ×	
2 業務支出				
業務支出(施設整備支出を除く)				
人件費 ^(注3)	× × × ×		× × × ×	
費 ^(注4)	× × × ×		× × × ×	
費 ^(注4)	× × × ×		× × × ×	
補助金等 ^(注5)	× × × ×		× × × ×	
委託費 ^(注5)	× × × ×		× × × ×	
特別会計への繰入	× × × ×		× × × ×	
貸付けによる支出	× × × ×		× × × ×	
出資による支出	× × × ×		× × × ×	
庁費等の支出	× × × ×		× × × ×	
その他の支出	<u>× × × ×</u>		<u>× × × ×</u>	
業務支出(施設整備支出を除く)合計	× × × ×		× × × ×	
施設整備支出				
土地に係る支出	× × × ×		× × × ×	

建物に係る支出	× × × ×	× × × ×
．．．	<u>× × × ×</u>	<u>× × × ×</u>
施設整備支出合計	× × × ×	× × × ×
業務支出合計	× × × ×	× × × ×
業務収支	× × × ×	× × × ×
財務収支		
公債の発行による収入	× × × ×	× × × ×
公債の償還による支出	× × × ×	× × × ×
借入金の返済による支出	× × × ×	× × × ×
利息の支払額	× × × ×	× × × ×
公債事務取扱に係る支出	<u>× × × ×</u>	<u>× × × ×</u>
財務収支	× × × ×	× × × ×
本年度収支	× × × ×	× × × ×
翌年度歳入繰入	× × × ×	× × × ×
収支に関する換算差額	× × × ×	× × × ×
資金本年度末残高	× × × ×	× × × ×
その他歳計外現金・預金本年度末残高	× × × ×	× × × ×
本年度末現金・預金残高	× × × ×	× × × ×

(注1) 財務省においては、「主管の収納済歳入額」に代えて、公債の発行等による収入以外の「租税及印紙収入」、「前年度剰余金受入」、「決算調整資金からの受入」及び「その他の主管の収納済歳入額」の科目で表示する。

(注2) 財務省においては、「配賦財源」に代えて他省庁に対する財源の配賦額を「他省庁への財源の配賦」の科目でマイナス表示する。

(注3) 「人件費」には、共済組合負担金を含む。

(注4) 「費」には、特定の業務に係る経費を特記できる場合に当該支出を計上する。

(注5) 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に係る支出を計上する。当該補助金等に該当しない対

価性のある委託費及び交付金(国有資産所在市町村交付金を除く。)等については、それぞれ適宜の科目で計上する。

第6章 注記

1. 重要な会計方針

財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- 外貨建金銭債権債務等の換算方法
- 有価証券の評価基準及び評価方法
- たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法
- 引当金の計上基準及び算定方法
- その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

2. 重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

- 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、理由及び重要な会計方針の変更が財務書類に与えている影響の内容
- 表示方法を変更した場合には、その内容

3. 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の各省庁の一般会計の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- 各省庁の主要な業務の改廃
- 各省庁の組織・機構の大幅な変更
- 国の予算措置の重大な変更
- その他重要な後発事象

4. 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- 保証債務及び損失補償債務負担の状況
- 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- その他主要な偶発債務

5. 翌年度以降支出予定額

支出負担行為がなされていることにより、翌年度以降に支出が予定されているものを記載する。

歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越し（支出負担行為がなされているものに限り、支出負担行為が国庫債務負担行為又は継続費によるものを除く。）に係る翌年度の支出予定額を記載する。

継続費

継続費（支出負担行為がなされているものに限る。）による翌年度以降に係る支出予定額を記載する。

国庫債務負担行為

国庫債務負担行為（支出負担行為がなされているものに限る。）による翌年度以降に係る支出予定額を記載する。

6. 追加情報

各省庁の財務内容を理解するために必要となる次に掲げる事項を記載する。

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

貸倒引当金を計上している債権のうち、その徴収の可能性について重大な懸念が生じており又は生じることが見込まれるもののうち、重要と認められるものについては、債権の種類、懸念の内容及び金額

財政法第44条の資金の名称、根拠法令及び内容

業務費用計算書において、有価証券の処分益や引当金の戻入等が計上されている場合には、その旨及び金額

各財務書類における表示科目について、計上額の算定方法及び計上内容等

また、各省庁固有の表示科目については、その根拠法令等

その他各省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

第7章 附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

貸借対照表の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

資産項目の明細

有価証券の明細

満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券について、それぞれ有価証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。また、市場価格がある有価証券（物納されたものを除く。）については取得原価及び時価等の明細を、市場価格のない株式（物納されたものを除く。）については純資産額等の明細を記載する。

満期保有目的有価証券の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	償却原価法に基づく増減額	強制評価減	本年度末残高
・・・						
・・・						
合計						

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

満期保有目的以外の有価証券の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
・・・							
・・・							
合計							

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

市場価格のある有価証券の時価等の明細（様式例）

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表計上額
・・・				
・・・				
合計				

市場価格のない株式の純資産額等の明細（様式例）

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会計 からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
・・・										行政以計算書
・・・										法定財務諸表
合計										

たな卸資産の明細

たな卸資産の種類ごとに増減の明細を記載する。

たな卸資産の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
・・・					
・・・					
合計					

未収金の明細

未収金の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未収金の明細（様式例）

内容	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
その他		
合計		

貸付金の明細

主な貸付先ごとに増減の明細を記載する。

貸付金の明細（様式例）

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
・・・					
・・・					
その他					
合計					

その他債権等の明細

債権の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他の債権等の明細（様式例）

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
・・・			
・・・			
合計			

固定資産の明細

有形固定資産及び無形固定資産の種類ごとに増減の明細を記載する。また、国有財産については、行政財産及び普通財産ごとに区分して明細を作成する。

なお、公共用財産については、更に海岸、漁港、港湾、土地改良、道路及び治水に区分して明細を作成する。

固定資産の明細（様式例）

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
有形固定資産						
：						
小計						
無形固定資産						
：						
小計						
合計						

（注1）「区分」欄は、国有財産法施行細則別表1に掲げる国有財産の区分を参考に区分する。

（注2）評価差額は、国有財産台帳の価格改定が行われた年度における評価差額を記載する。

出資金の明細

出資先ごとに増減の明細及び純資産額等の明細を記載する。また、市場価格がある株式については株式数、取得原価及び時価等の明細を、市場価格のない株式については純資産額等の明細を記載する。

出資金の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	償却原価法に基づく増減額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
・・・							
・・・							
合計							

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載する。

市場価格のある株式の時価等の明細（様式例）

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表計上額
・・・				
・・・				
合計				

市場価格のない出資金の純資産額等の明細（様式例）

出資先	出資金額	資産	負債	純資産額	資本金	一般会計	出資割合	純資産額	貸借対照	使用財務諸表

	(国有財産 台帳価格)	(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	からの 出資額 (E)	(F=E/D)%	による 算出額 (G=C×F)	表計上額	
・・・										行政決算書
・・・										法定財務諸表
合計										

負債項目の明細

未払金の明細

未払金の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未払金の明細（様式例）

内容	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
その他		
合計		

政府短期証券の明細

政府短期証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。

政府短期証券の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
・・・						
・・・						
合計						

公債の明細

主な種類ごとに増減の明細を記載する。また、償還年次表を作成する。

公債の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
建設公債						
特例公債						
・・・						
合計						

借入金の明細

主な借入先ごとに増減の明細を記載する。

借入金の明細（様式例）

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
・・・				
・・・				
その他				
合計				

その他の債務等の明細

債務の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他債務等の明細（様式例）

債務の種類	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
合計		

その他の明細

上記に示した以外の科目で、金額的に重要性がある科目又は各省庁に固有の科目等について明細を作成し、その科目の内容及び増減等を記載する。

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

業務費用計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

組織別の業務費用の明細

予算・決算における組織別の業務費用の内訳を記載する。

組織別の業務費用の明細（様式例）

	本省	[組織名]	[組織名]	[組織名]	合計
人件費					
賞与引当金繰入額					
退職給付引当金繰入額					
費					
：					
本年度業務費用					
合計					

(注)複数の組織を有しない省庁は作成を要しない。

補助金等の明細

各省庁から支出された補助金等(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等)について、名称、相手先、金額及び支出目的の明細を記載する。

補助金等の明細(様式例)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
<負担金>			
<委託費>			
...			
合計			

委託費等の明細

各省庁から支出された補助金等に該当しない委託費等(国有資産所在市町村交付金を除く。)について、委託費等の各区分別に名称、相手先、金額及び支出目的の明細を記載する。

委託費等の明細(様式例)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
<交付金>			
...			
合計			

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

資産・負債差額増減計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

財源の明細

「主管の財源」について、その款項別内訳の明細を作成する。

財務省においては、「租税及印紙収入」の項別内訳及び「その他の主管の財源」の款

項別内訳並びに「他省庁への財源の配賦」の省庁別内訳の明細を作成する。

財産の無償所管換等の明細

会計間等における財産の無償所管換等について、区分ごとに相手先、金額、内容及び所管換等の理由を記載する。

無償所管換等の明細（様式例）

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等(受)					
財産の無償所管換等(渡)					
財産の交換差額					
実測と帳簿の差額					
・・・					
合計					

資産評価差額の明細

区分ごとに資産評価差額の増減の明細等を記載する。

資産評価差額の明細（様式例）

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				時価評価
土地	-			価格改定
建物	-			価格改定
・・・				
出資金				時価評価
合計				

（注）価格改定が行われる国有財産（公園及び広場以外の公共用財産を除く。）については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

その他資産・負債差額の増減の明細

その他資産・負債差額の増減の明細を作成する。

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

区分別収支計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

財源の明細

「主管の収納済歳入額」について、その款項別内訳の明細を作成する。

財務省においては、「租税及印紙収入」の項別内訳及び「その他の主管の収納済歳入額」の款項別内訳並びに「他省庁への財源の配賦」の省庁別内訳の明細を作成する。

資金の明細

財政法第 44 条の資金を有する場合は、資金の増減の明細を記載する。

資金の明細（様式例）

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
資金				

その他歳計外現金・預金の明細

資金以外の歳計外の現金・預金の明細を記載する。

その他歳計外現金・預金の増減の明細（様式例）

	金額
前年度末残高	
本年度受入	
・・・	
・・・	
本年度払出	
・・・	
・・・	
本年度末残高	

第 8 章 参考情報

1．各省庁が所掌する業務等についての情報

各省庁の所掌する業務、組織及び定員、会計間の財政資金の流れ、特殊法人等及び公益法人との間の財政資金の流れのほか、各省庁の一般会計の歳入歳出決算の概要等を作成する。

2．機会費用

業務費用としては認識されていないが、各省庁が業務を実施する上での国民の負担と考えられるコスト（以下「機会費用」という。）を記載する。

機会費用としては、他会計からの繰入金で、繰入金に相当する金額を繰り戻すことが法令等で規定されているもの（利息を付すことが予定されているものを除く。）の会計年度末残高に、会計年度末における 10 年利付国債の利回りを乗じることにより算出す

る。

3．公債関連情報

各省庁の一般会計の負債及び業務費用としては認識されていないが、一般会計の財源を補うために発行した公債（建設公債及び特例公債）が各省庁の業務実施の財源となっていることから、以下の公債関連情報を記載する。

会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額及び当該年度の利払費の額を各省庁の資産額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として配分したもの
の額を各省庁の資産・負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として配分したもの

4．特殊な資産を有する外局の財務書類の作成

内閣府においては、防衛庁（防衛本庁及び防衛施設庁）の財務書類を参考情報として作成する。

特別会計財務書類の作成基準

第1章 特別会計財務書類の体系等

1. 体系

特別会計財務書類の体系は、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とする。

2. 作成単位

特別会計財務書類の作成単位は、特別会計とする。ただし、各特別会計法等の規定により、勘定区分が設けられている特別会計においては、勘定とする。

3. 作成に際しての基礎的な計数

特別会計財務書類は、歳入歳出決算及び国有財産台帳等の計数を基礎として作成する。

4. 作成基準日

特別会計財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)とする。ただし、出納整理期間が設けられている特別会計は、当該出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

なお、出納整理期間が設けられている場合には、その旨及び出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨を注記する。

5. 計数の単位

特別会計財務書類に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位(単位未満切り捨て)をもって表示する。

第2章 貸借対照表

1. 貸借対照表の作成目的等

作成目的

貸借対照表は、会計年度末において特別会計に帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成する。

区分等

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「資産・負債差額の部」の3区分とす

る。

資産の部及び負債の部について、流動・固定の区分は行わないが、配列については、流動性配列法とする。

外貨建金銭債権債務等の換算

外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券等（以下「外貨建金銭債権債務等」という。）については、原則として、会計年度末の為替レートで換算し、その換算方法を注記する。

また、外貨建金銭債権債務等の換算差額については、業務費用計算書に計上する。

ただし、外貨建金銭債権債務等の保有が政策的に要請されているものに係る換算差額は、資産・負債差額増減計算書に計上する。

2. 資産項目

資産については、現金・預金、有価証券、たな卸資産、貸付金、有形固定資産及び出資金等、過去の取引又は事象の結果として特別会計に帰属する資源であって、それにより将来の業務提供能力又は経済的便益が期待されるものを計上し、形態を表す科目によって表示する。また、貸借対照表価額については、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法により計上する。

現金・預金

手持ち現金、日本銀行預託金、財政融資資金預託金のほか、円貨預け金及び外貨預け金等を「現金・預金」として計上する。

また、供託金、契約保証金等として、特別会計が保管しているものについては、特別会計に消費寄託されていることから「現金・預金」として計上する。なお、消費寄託の寄託者からの請求権は「保管金等」として負債の部に計上する。

有価証券

計上対象

特別会計が保有している債券等及び政策目的以外の目的をもって保有する有価証券を「有価証券」として計上する。また、有価証券の評価基準及び評価方法を注記する。

なお、契約保証金等として国に寄託されている有価証券は、国に所有権が移転していないため計上しない。

評価基準

有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、それぞれ次のとおり評価する。

満期保有目的有価証券

満期まで所有する意図をもって保有している債券、いわゆる「満期保有目的有価証券」については、償却原価法によって算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、満期保有目的有価証券で市場価格があるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。なお、債券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

満期保有目的以外の有価証券

「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。

ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のないものについては、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額とする。

ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。

たな卸資産

製品、半製品、仕掛品等を「たな卸資産」として計上する。また、原則として、それぞれの種類ごとに取得原価により計上し、その評価基準及び評価方法を注記する。

ただし、時価が取得原価より著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、時価をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、回復する見込みがあると認め

られ、時価によって評価しない場合には、その旨、その理由及び時価との差額を注記する。

未収金

会計年度末における未収入金を「未収金」として計上する。

ただし、たな卸資産の売却に伴う未収入金については「売掛金」の科目で計上し、保険業務を行っている特別会計においては保険料に係る未収入金とその他の未収入金とを区分し、保険料に係る未収入金は「未収保険料」として計上する。

未収収益

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行っている場合、会計年度末において、既に提供した役務に対して未だその対価の支払を受けていないものを「未収収益」として計上する。

前払金

会計年度末において、未だ提供されていない役務又は物品に対する既支払額を「前払金」として計上する。

ただし、前金払されている公共事業の対価について、膨大な数に上る事業ごとにその執行状況を把握し、分離・区分することが困難な場合には、これを「建設仮勘定」として計上することができる。

前払費用

一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、会計年度末において、未だ提供されていない役務に対して支払われた対価を「前払費用」として計上する。

貸付金

貸付先に対する融資残高を「貸付金」として計上する。

その他の債権等

他会計（勘定）繰入未収金

他会計からの過去又は現在の繰入不足等であって、将来的に財源の繰入等について、法令等により金額等が具体的に規定されているものを「他会計繰入未収金」として計上する。

他会計（勘定）繰戻未収金

他会計への繰入金で、繰入金に相当する金額が繰り戻されること及び繰り戻されるべき具体的金額(又は算出方法)が法令等により規定されているものを「他会計繰戻未収金」として計上する。

その他の債権

特別会計に帰属する上記以外の債権については、「その他の債権」として計上する。
ただし、金額的に重要性があるもの及び各特別会計で固有のものについては、「その他の債権」ではなく独立の科目で表示する。

貸倒引当金

売掛金、未収金及び貸付金等の債権に対しては、個々の債権の事情に適した合理的な基準により貸倒見積高を算定し、「貸倒引当金」として計上する。ただし、合理的な基準により難しい特別の事情がある場合には、過去3年間の実績に基づいて算定することができる。

また、保険特別会計における未収保険料については、不納欠損額等の実績を踏まえ、合理的な基準により不納欠損額を算定し計上する。

貸倒引当金については、その計上基準及び算定方法のほか、貸倒引当金の計上対象となっている債権の状況等について注記する。

有形固定資産

有形固定資産については、その種類ごとに表示科目を設け計上する。

有形固定資産は管理客体ごとに管理法規が定められていること等から、それぞれの目的に応じた評価方法により計上する。また、減価償却の方法について注記する。

国有財産（公共用財産を除く）

公共用財産（公園及び広場を除く。以下同じ。）を除く国有財産については、国有財産台帳によってその価額が管理されていることから、これを基礎として貸借対照表計上額を決定する。非償却資産については、国有財産台帳価格で計上する。また、償却資産については、価格改定年度以外の年度においては、減価償却費が台帳価格に反映されていないことから、価格改定に適用される減価償却の方法（定率法）により減価償却費相当額を算出し、国有財産台帳価格から当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。

国有財産の台帳価格の改定に係る評価差額については、資産・負債差額増減計算書において、「資産評価差額」として計上する。国有財産の処分時においては、台帳価格（償却資産については、価格改定年度の翌年度以降は減価償却費相当額を控除した後の価額）に基づいて処分損益を算定する。

また、国有財産法施行細則別表1に掲げる国有財産の区分を参考に表示科目を設定する。

なお、売却を前提として国有財産を保有している特別会計においては、これを「たな卸資産」として計上する。

公共用財産

公共用財産のうち、国の所有となるものについて、施設の耐用年数にわたる過去の用地費や事業費等を累計（累積）することにより取得原価を推計し計上する。

非償却資産である公共用財産の用地部分については、施設の耐用年数分の用地費等を累計（累積）した価額を計上する。

償却資産である公共用財産の施設部分については、過去の事業費等を累計（累積）することにより資産価額を推計し、更に定額法により減価償却費相当額を算出し、当該資産価額から、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。

また、事業費の累計（累積）にあたっては、国の事業費のほか、地方公共団体等の負担がある場合には、地方公共団体等の負担分を推計し、これも合算した上で事業費を累計（累積）する。

物品

取得価格又は見積価格が50万円以上の重要物品を「物品」として計上する。また、物品管理簿の記載価格を基礎とし、減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。

なお、物品の耐用年数については、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を基準とする。

無形固定資産

国有財産として管理されている地上権等の用益物権及び特許権等の無体財産権のほか、電話加入権やソフトウェアを「無形固定資産」として計上する。また、減価償却の方法について注記する。

国有財産

国有財産として管理されている地上権等の用益物権及び特許権、著作権等の無体財産権については、国有財産台帳価格で計上する。

地上権等の用益物権など、国有財産台帳上、価格改定時に償却が反映されていないものについては償却を要しないが、その他の償却資産は償却を行うこととし、実施料等の見積価格で国有財産台帳に計上されているものについては、実施料等相当額を償却し、当該実施料等相当額を控除した後の価額を計上する。

国有財産の台帳価格の改定に係る評価差額については、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。国有財産の処分時においては、台帳価格（償却資産については、価格改定年度の翌年度以降は減価償却費相当額を控除した後の価額）に基づいて処分損益を算出する。

電話加入権

電話加入権については、取得原価で計上する。ただし、取得原価が判明しないも

のについては、現在の取得価格に相当する金額で計上する。

ソフトウェア

ソフトウェアについては、研究開発費に該当しないソフトウェア制作費について、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものを計上する。計上価額は、当該ソフトウェアの取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難な場合は、5年間の開発費等の累計)を資産価額とし、定額法による減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額とする。

出資金

国有財産として管理されている政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを「出資金」として計上する。ただし、政策目的をもって保有していない有価証券については、「有価証券」として計上する。

「出資金」のうち、市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。

ただし、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

「出資金」のうち、市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。

この出資先の財政状態について、行政コスト計算書を作成している特殊法人等においては、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づいて作成された貸借対照表によって出資金の実質的価値を算出する。

なお、出資金の評価について、出資先法人に勘定区分があり、当該勘定の業務に充てるために出資がなされている場合には、当該勘定の財務状況によって評価を行う。

3. 負債項目

負債については、未払金、政府短期証券、借入金、公的年金預り金及び退職給付引当金等、過去の取引又は事象に起因する特別会計の現在の義務であって、その履行により、将来の業務提供能力又は経済的便益の減少を生じさせるものを計上し、性質を表す科目

によって表示する。

未払金

会計年度末までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し又は合理的に見積もることができるものを「未払金」として計上する。

支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生しているが、保険金として支出されていないものを「支払備金」として計上する。

未払費用

一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、会計年度末において、既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないものを「未払費用」として計上する。

前受金

会計年度末において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないものを「前受金」として計上する。

前受収益

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、会計年度末において、未だ提供していない役務に対し支払を受けた対価を「前受収益」として計上する。

未経過(再)保険料

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、会計年度末において、未だ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として算定した金額を「未経過（再）保険料」として計上する。

賞与引当金

期末手当・勤勉手当については、会計年度末までの期間に対応する部分を「賞与引当金」として計上し、その計上基準及び算定方法について注記する。

政府短期証券

外国為替資金証券、財政融資資金証券及び食糧証券等については、残高（額面額）より債券発行差金を控除又は加算した額を貸借対照表価額とし、「政府短期証券」として計上する。

債券発行差金は、政府短期証券の発行期間にわたって償却を行い、債券発行差金の償却分については、業務費用計算書において「支払利息」として計上する。

借入金

財政融資資金及び民間金融機関からの借入残高を「借入金」として計上する。

なお、公債を発行している特別会計においては、公債の残高（額面額）より、債券発行差金を控除又は加算した額を貸借対照表価額とし、「公債」として計上する。

責任準備金

将来の保険金の支払いに備えるために積み立てている責任準備金について、各保険事業に適した合理的な基準により算定した金額を「責任準備金」として計上する。

なお、責任準備金については、その計上の考え方、計上方法及び算定方法等を注記する。

公的年金預り金

厚生年金及び国民年金については、過去期間に対応する給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分、すなわち財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する金額を「公的年金預り金」として計上する。

なお、公的年金の積立方法、財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する金額と現実の積立金の差額の発生原因、会計処理のほか、過去期間に対応した将来給付現価額及びこれに対する財源の見込額、算出根拠等について注記する。

退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金

退職手当のうち既に労働提供が行われている部分について、期末要支給額方式で算定し、「退職給付引当金」として計上する。

なお、特殊法人等への出向者に係る退職給付引当金についても計上することとし、特殊法人等からの出向者に係る退職給付引当金については計上を要しない（特殊法人等への出向者に係る退職給付引当金の計上は、特別会計において負担することとなる者を対象とし、この場合の俸給は、引き続き国の職員として在職していたと仮定した場合の俸給で算定するものとする。）

また、退職給付引当金の計上基準及び算定方法について注記する。

恩給給付費

恩給給付費のうち、特別会計の負担分について、将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上する。

整理資源

国家公務員共済年金の整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）のうち、特別会計の負担分について、将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上する。

国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金について、将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上する。

その他の債務等

他会計（勘定）繰入未済金

他会計への過去又は現在の繰入不足等であって、将来的に他の会計に繰り入れるべきものについて、法令等の規定により金額等が具体的に規定されているものを「他会計繰入未済金」として計上する。

他会計（勘定）繰戻未済金

他会計からの繰入金で、繰入金に相当する金額を繰り戻すことが法令等で規定されているものの繰戻未済額を「他会計繰戻未済金」として計上する。

その他の債務等

特別会計に帰属する上記以外の債務及び引当金等については、「その他の債務等」として計上する。

ただし、金額的に重要性があるもの又は各特別会計で固有のものについては、「その他の債務等」ではなく独立の科目で表示する。

4. 資産・負債差額

貸借対照表における資産と負債の差額については、「資産・負債差額の部」として整理する。資産・負債差額の部については、「資産・負債差額」の科目で一括計上する。

5. 貸借対照表の標準的な様式

貸借対照表の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各特別会計で固有の資産等については、適宜、表示科目を追加する。

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (年月日)	本会計年度 (年月日)		前会計年度 (年月日)	本会計年度 (年月日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	×××	×××	未払金	×××	×××
売掛金	×××	×××	支払備金	×××	×××
有価証券	×××	×××	未払費用	×××	×××

たな卸資産	×××	×××	保管金等	×××	×××
未収金	×××	×××	前受金	×××	×××
未収収益	×××	×××	前受収益	×××	×××
前払金	×××	×××	未経過(再)保険料	×××	×××
前払費用	×××	×××	賞与引当金	×××	×××
貸付金	×××	×××	政府短期証券	×××	×××
その他の債権	×××	×××	借入金	×××	×××
貸倒引当金	×××	×××	責任準備金	×××	×××
有形固定資産	×××	×××	公的年金預り金	×××	×××
国有財産(公共用財産を除く)	×××	×××	退職給付引当金	×××	×××
土地	×××	×××	その他の債務等	×××	×××
立木竹	×××	×××			
建物	×××	×××			
工作物	×××	×××			
船舶	×××	×××			
航空機	×××	×××			
建設仮勘定	×××	×××			
公共用財産	×××	×××			
公共用財産用地	×××	×××	負債合計	×××	×××
公共用財産施設	×××	×××	<資産・負債差額の部>		
建設仮勘定	×××	×××			
物品	×××	×××	資産・負債差額	×××	×××
無形固定資産	×××	×××			
出資金	×××	×××			
資産合計	×××	×××	負債及び資産・負債差額合計	×××	×××

第3章 業務費用計算書

1. 業務費用計算書の作成目的等

作成目的

業務費用計算書は、特別会計の業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成する。

業務費用計算書の考え方

業務費用計算書は、特別会計の業務実施に伴い当該年度に発生した費用を発生主義

により認識し、その内容を形態別を基本とした表示科目で示すものである。

なお、業務費用計算書は、資産・負債差額の減少要因のうち、各特別会計の業務実施に伴い発生した費用を計算・表示した財務書類であり、末尾に記載される「本年度業務費用合計」は、貸借対照表の資産・負債差額の増減を明らかにする資産・負債差額増減計算書の「本年度業務費用合計」に連動することとなる。

作成方法

業務費用計算書は、歳入歳出決算の計数から資産計上されるものを控除するほか、発生主義により把握する経過勘定項目、減価償却費及び引当金等の非資金取引を修正すること等により作成する。

2. 業務費用計算書の計上項目

業務費用項目

業務実施に伴い発生した費用・損失

各特別会計の所掌する範囲内において、各特別会計の業務実施に伴い当該年度に発生した費用及び損失を計上する。

引当金等の戻入額等

貸倒引当金及び退職給付引当金等の戻入額については控除項目として計上し、戻入額が計上されている場合には、その旨及び金額を注記する。

資産の処分損益等

有価証券、国有財産及び物品等の売却損益及び除却損等を計上（処分益は控除項目として計上）し、処分益が計上されている場合には、その旨及び金額を注記する。

評価差額等

外貨建金銭債権債務等（政策的に保有しているものを除く。）の換算差額並びにたな卸資産、有価証券及び出資金の強制評価減に係る評価差額を計上（換算差益は控除項目として計上）し、換算差益が計上されている場合には、その旨及び金額を注記する。

業務費用計算書には計上しないもの

資産・負債差額の減少となるもの又は歳出決算に計上されるものであっても、以下のものは業務費用計算書には計上しない。

資産及び負債の評価差額

資産及び負債の評価替えに伴い発生した評価差額のうち、資産・負債差額増減計算書の「資産評価差額」として計上するものについては、業務費用計算書には計上

しない。

無償所管換（渡）等

会計間の財産の無償所管換（渡）等及びこれに準ずる資産の減少に伴い生じた差額については、法令に基づいて所管換えが行われること等から、資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」として計上し、業務費用計算書には計上しない。

資金（積立金）への繰入

財政法第44条の資金への繰入については、歳出予算を通して行われるが、過去の業務実施に充てられた不足財源の補填又は翌年度以降の業務実施に係る財源の留保である。したがって、資金への繰入により資産・負債差額の増減は生じず、資金への繰入は、当該年度の業務実施に伴う費用には該当しないため、業務費用計算書には計上しない。

3. 業務費用計算書の標準的な様式

業務費用計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各特別会計で固有の費用については、適宜、表示科目を追加する。

業務費用計算書

（単位：百万円）

	前会計年度		本会計年度	
	自	年月日	自	年月日
	至	年月日	至	年月日
人件費 ^(注1)	×	×	×	×
賞与引当金繰入額（又は戻入額）	×	×	×	×
退職給付引当金繰入額（又は戻入額）	×	×	×	×
費 ^(注2)	×	×	×	×
費 ^(注2)	×	×	×	×
保険給付費 ^(注2)				
補助金等 ^(注3)	×	×	×	×
委託費 ^(注3)	×	×	×	×
特別会計への繰入	×	×	×	×
庁費等 ^(注4)	×	×	×	×
その他の経費	×	×	×	×

減価償却費	× × × ×	× × × ×
貸倒引当金繰入額（又は戻入額）	× × × ×	× × × ×
支払利息	× × × ×	× × × ×
資産処分損益	× × × ×	× × × ×
評価損	× × × ×	× × × ×
本年度業務費用合計	× × × ×	× × × ×

（注1）「人件費」には、共済組合負担金を含む。

（注2）「費」には、特定の業務に係る経費を特記できる場合に当該費用を計上する。

（注3）「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上する。当該補助金等に該当しない対価性のある委託費及び交付金（国有資産所在市町村交付金を除く。）等については、それぞれ適宜の科目で計上する。

（注4）「庁費等」には、庁費及び借料等の物件費を計上する。

第4章 資産・負債差額増減計算書

1. 資産・負債差額増減計算書の作成目的等

作成目的

資産・負債差額増減計算書は、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成する。

資産・負債差額増減計算書の考え方

業務費用と財源の間には、企業会計の費用と収益と同様の対応関係が存在していないこと等から、業務費用と財源を同一の計算書において対応させ、その差額の計算を行うことに積極的な意義を見出し難い。しかしながら、業務費用計算書は貸借対照表の資産・負債差額の増減の全てを表示するものではないため、資産・負債差額の増減額のうち、業務費用計算書に計上されないものについて、資産・負債差額増減計算書において、要因別に示すものである。

なお、資産・負債差額増減計算書は、貸借対照表の資産・負債差額の増減要因を開示する財務書類であることから、前年度末と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額と連動することとなる。

2. 資産・負債差額増減計算書の計上項目

資産・負債差額増減項目

本年度業務費用合計

業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の金額を計上する。

財源

特別会計の歳入の徴収決定済額（当該年度に調査決定を行ったものに限る。）に、資産・負債差額の増減項目とはならない資産の処分に係る収入及び貸付金回収収入等を加減した額を計上する。

なお、特別会計においては、手数料等の対価的な収入や他会計からの繰入など多様な財源があることから、次のとおり区分して計上する。

自己収入

自己収入として、業務実施に伴い特別会計が直接受け入れた手数料等や運用収入を計上する。

目的税等収入

目的税等収入として、特別会計に直入された、特定の事業支出に充てるための特定の税収入を計上する。

他会計（勘定）からの受入

他会計（勘定）からの受入として、他会計（勘定）から特別会計が受け入れたものを計上する。

無償所管換等

会計間の財産の無償所管換（渡）等及びこれに準ずる資産の減少については、資産・負債差額の減少要因であるが、法令に基づいて所管換えが行われること等から、特別会計の業務実施に伴い発生した費用として整理することは適当でないと考えられるため、資産・負債差額増減計算書において「無償所管換等」として計上する。また、財産の無償所管換（受）等については、資産・負債差額の増加要因であることから、同様に「無償所管換等」として計上する。

なお、無償所管換等は純額を計上し、その内訳は附属明細書で記載する。

資産評価差額

有価証券並びに出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く。）及び国有財産の台帳価格改定に伴う評価差額について、「資産評価差額」として計上する。

なお、資産評価差額は純額（本年度発生額と戻入額の差額）を計上し、その増減等は附属明細書で記載する。

その他資産・負債差額の増減

資金の増減のうち歳入歳出外で増減するもの等について、「その他資産・負債差額の増減」として計上する。

なお、その他資産・負債差額は純額を計上し、その内訳は附属明細書で記載する。

財源とは整理しないもの

資金からの受入

財政法第44条の資金からの受入のうち、前年度以前に資産・負債差額の増加となっているものを改めて歳入として受け入れているものについては、内部の財政資金の調整（移動）にすぎず、資産・負債差額の増減は生じないことから、財源としては計上しない。

前年度剰余金受入

前年度剰余金受入は、本年度の業務実施の財源とはなっているが、前年度以前に資産・負債差額の増加となっているものであり、内部の財政資金の調整（移動）にすぎず、資産・負債差額の増減は生じないことから、財源としては計上しない。

3. 資産・負債差額増減計算書の標準的な様式

資産・負債差額増減計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各特別会計で固有の増減については、適宜、表示科目を追加する。

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自	年月日	自	年月日
	至	年月日	至	年月日
前年度末資産・負債差額	×	×	×	×
本年度業務費用合計	×	×	×	×
財源	×	×	×	×
1 自己収入	×	×	×	×
収入	×	×	×	×
手数料収入	×	×	×	×
運用益	×	×	×	×
その他の財源	×	×	×	×
2 目的税等収入	×	×	×	×

税収入	× × ×	× × ×
3 他会計（勘定）からの受入	× × ×	× × ×
特別会計からの受入	× × ×	× × ×
無償所管換等	× × × ×	× × × ×
資産評価差額	× × × ×	× × × ×
その他資産・負債差額の増減	× × × ×	× × × ×
本年度末資産・負債差額	× × × ×	× × × ×

第5章 区分別収支計算書

1. 区分別収支計算書の作成目的等

作成目的

区分別収支計算書は、特別会計の財政資金の流れを区分別に明らかにすることを目的として作成する。

作成方法

区分別収支計算書は、歳入歳出決算の計数を業務収支と財務収支の区分に並び替えること等により作成する。

また、「本年度収支」に続いて、決算処理による資金からの受入及び繰入、翌年度歳入繰入、収支に関する換算差額、歳計外の資金、供託金及び契約保証金の残高を計上する。これにより、区分別収支計算書の「本年度末現金・預金残高」と貸借対照表の「現金・預金」の計数は一致することとなる。

2. 収支区分の内容

区分別収支計算書における収支区分の内容は、次のとおりとする。

業務収支

業務収支の区分には、「財務収支」を除いたところの特別会計の業務実施の財源の受入及び業務実施に伴う支出を計上する。

財源

特別会計の歳入の収納済歳入額(「財務収支」に計上される借入金や債券発行による資金調達を除く。)を計上し、形態別を基本とした表示科目でその内容を開示する。

業務支出

特別会計の業務実施に伴う支出(「財務収支」に計上される借入金の返済や債券の償還等に係る支出を除く。)を計上し、形態別を基本とした表示科目でその内容を開示する。

なお、業務支出のうち特別会計の有形固定資産(物品を除く。)の計上に繋がる支出は「施設整備支出」に計上し、それ以外の支出を「業務支出(施設整備支出を除く)」に計上する。

財務収支

財務収支の区分には、特別会計の借入金及び債券発行による資金調達並びにこれらの返済に係る収支(利息の支払等を含む。)を計上する。

3. 区分別収支計算書の標準的な様式

区分別収支計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

なお、各特別会計固有の収支については、適宜、表示科目を追加する。

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日
業務収支				
1 財源				
収入	× × × ×		× × × ×	
手数料収入	× × × ×		× × × ×	
貸付金の回収による収入	× × × ×		× × × ×	
運用収入	× × × ×		× × × ×	
その他の収入	× × × ×		× × × ×	
税収入	× × × ×		× × × ×	
特別会計からの受入	× × × ×		× × × ×	
前年度剰余金受入	× × × ×		× × × ×	

資金からの受入（予算上措置されたもの）	<u>××××</u>	<u>××××</u>
財源合計	××××	××××
2 業務支出		
業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費 ^(注1)	××××	××××
費 ^(注2)	××××	××××
費 ^(注2)	××××	××××
保険給付費 ^(注2)		
補助金等 ^(注3)	××××	××××
委託費 ^(注3)	××××	××××
特別会計への繰入	××××	××××
貸付けによる支出	××××	××××
出資による支出	××××	××××
庁費等の支出	××××	××××
その他の支出	××××	××××
資金への繰入（予算上措置されたもの）	<u>××××</u>	<u>××××</u>
業務支出（施設整備支出を除く）合計	××××	××××
施設整備支出		
土地に係る支出	××××	××××
建物に係る支出	××××	××××
・・・	<u>××××</u>	<u>××××</u>
施設整備支出合計	××××	××××
業務支出合計	××××	××××
業務収支	××××	××××
財務収支		
政府短期証券の発行による収入 ^(注4)	××××	××××
政府短期証券の償還による支出 ^(注4)	××××	××××
借入による収入 ^(注5)	××××	××××
借入金の返済による支出 ^(注5)	××××	××××
利息の支払額 ^(注6)	××××	××××
借入金（公債）事務取扱に係る支出 ^(注6)	<u>××××</u>	<u>××××</u>

財務収支	× × × ×	× × × ×
本年度収支	× × × ×	× × × ×
資金からの受入（決算処理によるもの）	× × × ×	× × × ×
資金への繰入（決算処理によるもの）	× × × ×	× × × ×
翌年度歳入繰入	× × × ×	× × × ×
収支に関する換算差額	× × × ×	× × × ×
資金本年度末残高	× × × ×	× × × ×
その他歳計外現金・預金本年度末残高	× × × ×	× × × ×
本年度末現金・預金残高	× × × ×	× × × ×

（注1）「人件費」には、共済組合負担金を含む。

（注2）「費」には、特定の業務に係る経費を特記できる場合に当該支出を計上する。

（注3）「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に係る支出を計上する。当該補助金等に該当しない対価性のある委託費及び交付金（国有資産所在市町村交付金を除く。等）については、それぞれ適宜の科目で計上する。

（注4）政府短期証券のうち歳入歳出決算に計上されるものを計上する。

（注5）借入のうち歳入歳出決算に計上されるものを計上する。

（注6）国債整理基金特別会計への繰入のうち、特別会計の借入金等に係る支払利息及び事務取扱費に相当するものを計上する。

第6章 注記

1. 重要な会計方針

財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項について記載する。

外貨建金銭債権債務等の換算方法

有価証券の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

引当金の計上基準及び算定方法

その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

2. 重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、理由及び重要な会計方針の変更が財務書類に与えている影響の内容
表示方法を変更した場合には、その内容

3. 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の特別会計の財務内容等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

特別会計が経理している主要な業務の改廃
予算措置の重大な変更
その他重要な後発事象

4. 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

保証債務及び損失補償債務負担の状況
係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
その他主要な偶発債務

5. 翌年度以降支出予定額

支出負担行為がなされていることにより、翌年度以降に支出が予定されているものを記載する。

歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越し（支出負担行為がなされているものに限る。支出負担行為が国庫債務負担行為によるものを除く。）に係る翌年度の支出予定額を記載する。

国庫債務負担行為

国庫債務負担行為（支出負担行為がなされているものに限る。）による翌年度以降に係る支出予定額を記載する。

6. 追加情報等

特別会計の財務内容を理解するために必要となる次に掲げる事項を記載する。

出納整理期間が設けられている特別会計においては、出納整理期間が設けられて

いる旨及び出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

貸倒引当金を計上している債権のうち、その徴収の可能性について重大な懸念が生じており又は生じることが見込まれるもののうち、重要と認められるものについては、債権の種類、懸念の内容及び金額

厚生年金及び国民年金について、その積立方法、積立金の差額の発生原因の説明、過去期間に対応した将来給付現価額、会計処理、財源の見込み、算出根拠及びその他参考となる事項

責任準備金の計上理由、計上方法、計算根拠及びその他参考となる事項

財政法第44条の資金の名称、根拠法令及び内容

業務費用計算書において、有価証券の処分益や引当金の戻入等が計上されている場合には、その旨及び金額

各財務書類における表示科目について、計上額の算定方法及び計上内容等

また、各特別会計固有の表示科目については、その根拠法令等

その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

第7章 附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

貸借対照表の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

資産項目の明細

有価証券の明細

満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券について、それぞれ有価証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。また、市場価格がある有価証券については取得原価及び時価等の明細を、市場価格のない株式については純資産額等の明細を記載する。

満期保有目的有価証券の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	備却原価法に基づく増減額	強制評価減	本年度末残高
.....						
.....						
合計						

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載。

満期保有目的以外の有価証券の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
・・・							
・・・							
合計							

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載。

市場価格のある有価証券の時価等の明細（様式例）

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表計上額
・・・				
・・・				
合計				

市場価格のない株式の純資産額等の明細（様式例）

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計 からの出 資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による算 出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用務簿表
・・・										行政会計簿表
・・・										法定財務簿表
合計										

たな卸資産の明細

たな卸資産の種類ごとに増減の明細を記載する。

たな卸資産の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
・・・					
・・・					
合計					

未収金の明細

未収金の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未収金の明細（様式例）

内容	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		

その他		
合計		

貸付金の明細

主な貸付先ごとに増減の明細を記載する。

貸付金の明細（様式例）

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
・・・					
・・・					
その他					
合計					

その他債権等の明細

債権の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他の債権等の明細（様式例）

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
・・・			
・・・			
合計			

固定資産の明細

「有形固定資産」及び「無形固定資産」の種類ごとに増減の明細を記載する。また、国有財産については、行政財産及び普通財産ごとに区分して明細を作成する。

なお、公共用財産については、更に海岸、漁港、港湾、土地改良、道路及び治水に区分して明細を作成する。

固定資産の明細（様式例）

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
（有形固定資産）						
：						
小計						
（無形固定資産）						
：						
小計						
合計						

（注1）「区分」欄は、国有財産法施行細則別表1に掲げる国有財産の区分を参考に区分する。

（注2）評価差額は、国有財産台帳の価格改定が行われた年度における評価差額を記載する。

出資金の明細

出資先ごとに増減の明細及び純資産額等の明細を記載する。また、市場価格がある株式については株式数、取得原価及び時価等の明細を、市場価格のない株式については純資産額等の明細を記載する。

出資金の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
・・・							
・・・							
合計							

（注）市場価格があるものと市場価格がないものとを区分して記載。

市場価格のある株式の時価等の明細（様式例）

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表計上額
・・・				
・・・				
合計				

市場価格のない出資金の純資産額等の明細（様式例）

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計 からの出 資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による算 出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務表
・・・										行政計算書
・・・										法定財務表
合計										

負債項目の明細

未払金の明細

未払金の主な内容、主な相手先及び本年度末残高を記載する。

未払金の明細（様式例）

内容	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
その他		

合計		
----	--	--

政府短期証券の明細

政府短期証券の種類ごとに増減の明細等を記載する。

政府短期証券の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
・・・						
・・・						
合計						

借入金等の明細

主な借入先ごとに増減の明細を記載する。また、公債についても増減の明細を記載する。

借入金の明細（様式例）

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
・・・				
・・・				
その他				
合計				

公債の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
・・・						
合計						

その他の債務等の明細

債務の種類ごとに主な相手先及び本年度末残高を記載する。

その他債務の明細（様式例）

債務の種類	相手先	本年度末残高
・・・		
・・・		
その他		
合計		

その他の明細

上記に示した以外の科目で、金額的に重要性がある科目又は各省庁に固有の科目等

について明細を作成し、その科目の内容及び増減等を記載する。

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

業務費用計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

補助金等の明細

各特別会計から支出された補助金等(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等)について、名称、相手先、金額、支出目的等の明細を記載する。

補助金等の明細(様式例)

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金				
負担金				
委託費				
...				
合計				

委託費等の明細

各特別会計から支出された補助金等に該当しない委託費等(国有資産所在市町村交付金を除く。)について、委託費等の各区分別に名称、相手先、金額、支出目的等の明細を記載する。

委託費等の明細(様式例)

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費				
交付金				
...				
合計				

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

資産・負債差額増減計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

その他の財源の明細

「その他の財源」について、その款項別内訳の明細を作成する。

財産の無償所管換等の明細

会計間における財産の無償所管換等について、区分ごとに相手先、金額、内容及び所管換等の理由を記載する。

無償所管換等の明細（様式例）

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等(受)					
財産の無償所管換等(渡)					
財産の交換差額					
実測と帳簿の差額					
・・・					
合計					

資産評価差額の明細

区分ごとに資産評価差額の増減の明細等を記載する。

資産評価差額の明細（様式例）

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				時価評価
土地	-			価格改定
建物	-			価格改定
・・・				
出資金				時価評価
合計				

（注）価格改定が行われる国有財産（公園及び広場以外の公共用財産を除く。）については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

その他資産・負債差額の増減の明細

その他資産・負債差額の増減の明細を作成する。

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

区分別収支計算書の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした附属明細書を作成する。

その他の収入の明細

「その他の収入」について、その款項別内訳の明細を作成する。

資金の明細

財政法第 44 条の資金を有する場合は、資金の増減の明細を記載する。

資金の明細（様式例）

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金				
資金				

その他歳計外現金・預金の明細

資金以外の歳計外の現金・預金の明細を記載する。

その他歳計外現金・預金の増減の明細（様式例）

	金額
前年度末残高	
本年度受入	
・・・	
・・・	
本年度払出	
・・・	
・・・	
本年度末残高	

第 8 章 参考情報

1. 特別会計が経理する業務等についての情報

特別会計の設置目的、特別会計が経理している業務の内容、当該特別会計における勘定間の財政資金の流れ、関係する他会計並びに特殊法人等（法律により直接設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人並びに特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）及び公益法人との間の財政資金の流れのほか、歳入歳出決算の概要等を作成する。なお、特別会計に勘定区分が設けられている場合には、勘定単位においても作成する。

2．機会費用

業務費用としては認識されていないが、特別会計が業務を実施する上での国民の負担と考えられるコスト（以下「機会費用」という。）を記載する。

機会費用としては、他会計からの繰入金で、繰入金に相当する金額を繰り戻すことが法令等で規定されているもの（利息を付すことが予定されているものを除く。）の会計年度末残高に、会計年度末における10年利付国債の利回りを乗じることにより算出する。

3．勘定を合算した財務書類

各特別会計法等の規定により勘定区分が設けられている特別会計においては、特別会計全体の財務状況を開示することを目的として、各勘定の財務書類を合算した財務書類を作成する。

なお、勘定を合算した財務書類の作成については、次章に示すところによる。

4．特別会計連結財務書類

特別会計が経理している業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結し、特別会計が経理している業務の全体の財務状況を開示することを目的として特別会計連結財務書類を作成する。

なお、特別会計連結財務書類の作成については、第10章に示すところによる。

第9章 勘定を合算した財務書類

1．勘定を合算した財務書類の体系等

勘定を合算した財務書類の体系は、合算貸借対照表、合算業務費用計算書、合算資産・負債差額増減計算書、合算区分別収支計算書及び附属明細書とする。

なお、各財務書類の様式は、特別会計財務書類の様式に準じるものとする。

附属明細書としては、勘定別の資産及び負債、業務費用、資産・負債差額の増減及び区分別収支の明細を作成する。

2．合算の方法等

勘定を合算した財務書類は、各勘定の財務書類を基礎とし、勘定間の債権債務及び取引を相殺消去し、作成する。

なお、勘定間の債権債務等を相殺消去している旨、その他必要な注記を行う。

第10章 特別会計連結財務書類

1. 特別会計連結財務書類の体系等

特別会計連結財務書類の体系は、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、連結区分別収支計算書及び附属明細書とする。

連結貸借対照表は、特別会計の業務に関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結したところの会計年度末の資産及び負債の状況を明らかにするものである。

連結業務費用計算書は、特別会計の業務に関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結したところの当該年度に発生した業務費用を明らかにするものである。

連結資産・負債差額増減計算書は、特別会計の業務に関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結したところの当該年度の資産・負債差額の増減について、要因別に開示するものである。

連結区分別収支計算書は、特別会計の業務に関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結したところの当該年度の財政資金の流れと収支状況を区分別に明らかにするものである。

なお、特別会計連結財務書類の作成単位は、特別会計財務書類の作成単位と同様とし、各財務書類の様式は、特別会計財務書類の様式に準じるものとする。

附属明細書としては、各省庁及び特殊法人等別の資産及び負債、業務費用、資産・負債差額の増減並びに区分別収支の明細を作成する。

2. 連結の対象

連結対象法人

特別会計の業務と業務関連性がある特殊法人等を連結対象とする。

特別会計が連結する「特別会計の事務・事業と業務関連性がある特殊法人等」とは、特別会計から特殊法人等に対して出資や補助金等(「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等のほか、負担金、交付金、委託費等を含む。以下同じ。)の財政支出が相当程度あるとともに、特別会計の管理大臣と特殊法人等の主務大臣が同一である法人とする。

また、「出資や補助金等の財政支出が相当程度ある」場合は次のとおりとする。

- ・ 特別会計から特殊法人等に対する出資が特殊法人等の出資全体の50%以上である場合
- ・ 特別会計から特殊法人等に対する出資が特殊法人等の出資全体の20%以上であり、かつ、特別会計からの補助金等の財政支出が、特殊法人等の当該年度の決算上の総収入の20%以上である場合

ただし、上記の場合に該当しないが、特殊法人等において特別会計の業務の一部を実施している等、特別会計の業務との関連性が強い場合は連結対象とする。

なお、特別会計からの財政支出が相当程度あるが、政策的な投資を業務としている特別会計から財政支出を受けている特殊法人等、特別会計からの出資金の額が僅少な

特殊法人等及び特別会計が政策的に保有することとなった株式等を発行している特殊法人等については、特別会計と特殊法人等との業務関連性は弱いと考えられることから連結対象から除外することができる。

特別会計が連結を行った特殊法人等については、その法人名及び出資割合等の連結の根拠を注記するとともに、特別会計からの財政支出が相当程度あるが、出資金の額が僅少であること等から連結対象から除外している特殊法人等がある場合には、その旨、法人名及び連結対象から除外した理由について注記する。

複数の会計から財政支出等を受けている法人

特殊法人等が複数の勘定区分を有し、業務関連性を勘定単位で区分できる場合には、勘定単位で連結の判断を行い、特殊法人等の勘定と連結を行う。

また、特殊法人等（又は特殊法人等の勘定）が複数の会計から財政支出等を受けているが、特殊法人等（又は特殊法人等の勘定）の事務・事業の内容が財務会計省令又は内規等で区分されており、実質的に区分経理されている場合と同様の処理ができる場合には、特別会計の出資に係る事務・事業に分割したところの事務・事業と連結を行うことができる。

特殊法人等の子会社

特殊法人等の子会社（特殊法人等の行政コスト計算書作成指針上の子会社及び独立行政法人会計基準上の特定関連会社等をいう。以下同じ。）のうち、特殊法人等から出資を受けているもの（特殊法人等からの出資が僅少なものを除く。）については、特別会計と業務関連性があるものとみなし、特殊法人等とともに連結対象とする。

なお、特殊法人等の子会社のうち、特殊法人等から出資を受けていないこと又は特殊法人等からの出資が僅少であることから連結対象から除外したものがある場合には、その旨、法人名及び除外した理由を注記する。

3. 特別会計連結財務書類の作成方法等

連結の手法

連結に際しては、特別会計財務書類及び特殊法人等の財務諸表の金額を基礎とした上で、必要な相殺消去等の処理を行うなど、企業会計における連結財務諸表の作成の手法を準用して特別会計連結財務書類を作成する。

なお、行政コスト計算書を作成している特殊法人等においては、行政コスト計算書の添付資料として作成された財務書類を基礎として特別会計連結財務書類を作成する。

出納整理期間中の取引

特別会計財務書類においては、出納整理期間における現金の受払も含めたところで財務書類を作成することとしているが、特殊法人等においては出納整理期間が設けられていない。

出納整理期間中に特別会計と特殊法人等との間で、補助金等の精算が行われる場合等があることから、連結に際しては、当該期間中の現金の受払いについて修正を行うものとする。

特殊法人等に特有の会計処理の取扱い

行政コスト計算書の添付資料として作成された財務書類においては、資産見返補助金が負債に計上されている場合があるほか、独立行政法人においては、運営費交付金等が負債計上されている場合や退職手当に係る引当金が計上されていない場合があるなど、特殊法人等においては、それぞれの特性を反映した財務諸表が作成されている。

これらの特殊法人等に特有な会計処理については、資産及び負債の適正評価の観点から、負債計上されている資産見返補助金や運営費交付金等については負債から資産・負債差額へ移し換え、退職手当に係る引当金は所要額を計上する等、連結に際して必要な修正を行うものとする。

会計処理の修正に係る注記

連結に際し、出納整理期間における現金の受払いの修正や、特殊法人等の特有の会計処理の修正を行った場合には、連結に際して行った主要な修正の内容について注記する。

他会計等の出資の表示

連結対象となる特殊法人等においては、当該特別会計以外の会計や民間企業等からの出資を受け入れているものもあり、このような特殊法人等を連結した場合には、連結貸借対照表において、特殊法人等に対する他会計等からの出資を含んだ総額を資産・負債差額の部に表示し、他会計等からの出資金額を内書きで表示する。

< 補論の構成 >

1 . 省庁別財務書類の作成目的等

省庁別財務書類の作成目的
省庁別財務書類の作成単位等
省庁別財務書類の体系
省庁別財務書類の作成方法
省庁別財務書類の位置付け

2 . 一般会計特有の論点

各省庁の会計主体性
省庁間での財源の調整
公債の取扱い
出資金の取扱い
国庫勘定の取扱い

3 . 特別会計特有の論点

特別会計の会計主体性
全特別会計で同一の基準による財務書類の作成
特別会計財務書類の作成単位

4 . 貸借対照表

有形固定資産の計上価額
公的年金等の負債計上
資産・負債差額
国債整理基金特別会計に繰り入れられた償還財源

5 . 業務費用計算書

業務費用計算書の作成目的
業務費用計算書の計上項目
純コストの計算
業務実績の評価資料としての活用
農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の業務費用
労働保険特別会計の徴収勘定
国債整理基金特別会計の業務費用計算書

6．資産・負債差額増減計算書

資産・負債差額増減計算書の作成目的

資産・負債差額増減計算書の計上項目

外国為替資金特別会計の換算差額

7．区分別収支計算書

区分別収支計算書の作成目的

区分別収支計算書の区分

貸借対照表との連動

資金運用特別会計の区分別収支計算書

公共事業特別会計の区分別収支計算書

8．参考情報

機会費用

公債関連情報

9．連結財務書類

連結財務書類の作成目的

連結の対象範囲

連結の考え方

持分法の適用

共管特殊法人等の連結省庁

特殊法人等の子会社の取扱い

連結の方法

連結財務書類の位置付け

< 補論 >

1. 省庁別財務書類の作成目的等

省庁別財務書類の作成目的

省庁別財務書類は、予算の執行単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、各省庁単位で財務書類を作成することにより、各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供すること等を目的として企業会計の考え方及び手法を活用して作成するものである。

なお、省庁別財務書類は、行政府の説明責任の履行に資する財務情報の提供等を目的として作成するものであるが、国の財務書類の作成の基礎になり得るものでもあることから、行政機関以外の国会、裁判所及び会計検査院も省庁別財務書類の作成対象とした。

省庁別財務書類の作成単位等

行政府の説明責任を高め、行政府自身の管理の向上により財政の効率化・適正化を促すためには、各省庁が実施する個別事業・施策等に着目したディスクロージャーを進める必要がある。しかし、個別事業・施策等单位での財務書類の作成・開示は、単位の確定や実際の作成等の点で容易ではないこともあり、行政府の基本単位であり、予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、各省庁単位で省庁別財務書類を作成することとされた。

省庁別財務書類の作成単位としては、歳入歳出予算の執行の責任者である衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が所在する各府省庁等を単位とする方法と、一般会計の歳出予算・決算の作成区分である所管を単位とする方法が考えられる。

省庁別財務書類は、予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目して作成されるものであり、また、予算・決算との整合性を確保する必要があることから、予算・決算における最も基礎的な単位である所管を作成単位とすることとした。

なお、防衛庁では、特殊な資産を保有しており、また、その金額も大きいことから、内閣府においては、防衛庁分（防衛本庁及び防衛施設庁）の財務書類を参考情報として作成することとした。

省庁別財務書類の体系

財務書類の体系としては、資産及び負債の状況を明らかにする貸借対照表、業務実施に伴い発生したコストを明らかにする業務費用計算書、貸借対照表の資産・負債差額の増減の状況を明らかにする資産・負債差額増減計算書及び財政資金の流れを区分別に明らかにする区分別収支計算書の4財務書類及びこれらに関連する事項について

の附属明細書とした。

省庁別財務書類の作成方法

省庁別財務書類は、一般会計及び特別会計を通じた各省庁の財務状況等を明らかにするため、一般会計と特別会計とを合算して作成するものである。このため、一般会計省庁別財務書類及び特別会計財務書類を作成し、これらの財務書類を合算して省庁別財務書類を作成することとした。

なお、国の会計帳簿については、民間企業とは異なり、歳入歳出と国有財産等の資産が一体として管理されていないほか、国有財産等の資産については物量尺度を中心に管理されており、台帳上では減価償却を行うことはされていない。また、公共用財産など価額が管理されていないものも存在する。このため、省庁別財務書類は、歳入歳出決算及び国有財産台帳等の計数に基づき、必要に応じて過去の事業費を累計して作成することとしている。

このように、省庁別財務書類は会計帳簿から作成されるものではなく、現行の決算書等の計数を加工しているほか、推計した計数に基づいて作成されていることに留意する必要がある。

省庁別財務書類の位置付け

省庁別財務書類は、行政府の基本単位であり、予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、各省庁単位で作成する財務書類であるが、省庁別財務書類において開示される財務情報を、さらに個別事業・施策等単位に細分化していくことで、個別事業・施策等に関する財務情報を開示することが可能となる。

また、省庁別財務書類は、所管の一般会計及び特別会計を合算した各省庁を単位として作成されるものであり、各省庁の財務書類を合算することにより、国の財務書類を作成することが可能となる。

このように、省庁別財務書類は、各省庁の所掌する個別事業・施策等に関する財務情報の開示へと発展させることが期待されるとともに、国の財務書類の作成の基礎として位置付けることができる。

2. 一般会計特有の論点

各省庁の会計主体性

一般会計の各省庁所管の歳出予算には、各省庁の多様な業務を遂行するために必要な経費が計上されているが、これを賄う基幹的財源は租税収入であり、各省庁に計上されている主管歳入でそれぞれ賄われているものではない。すなわち、一般会計全体で収支が均衡するよう財政運営が行われており、各省庁単位で収支は均衡しておらず、各省庁は会計的に独立した主体となっているものではない。

しかし、各省庁は予算執行の単位であるとともに、行政評価の主体であることから、

財務省に計上されている租税収入等を各省庁に配分するなど、各省庁を会計主体と擬制して、一般会計の省庁別財務書類を作成することとした。

また、一般会計においては、特定の業務を特定の省庁で実施している場合があり、各省庁の財務状況も当該業務を反映したものとなっているほか、各省庁の説明責任を果たすため、一部、所掌する業務と異なったところで財務書類を作成しており、各省庁が実施している業務内容や財務書類の作成基準を十分に理解した上で省庁別財務書類をみる必要がある。

省庁間での財源の調整

省庁間での財源の調整の必要性

省庁別財務書類は、各省庁を会計主体と擬制して各省庁単位で作成する財務書類であるが、各省庁の所掌する業務（歳入歳出決算）を前提として省庁別財務書類を作成した場合、一般会計の歳入の大半は財務省に計上され、各年度のフローは、財務省で大幅なプラスとなる一方、財務省以外の省庁はマイナスになる。また、歳出予算に従い施設整備や補助金等の支出が行われているが、これらの財源について、各省庁に歳出額に見合う財源を擬制しないと、会計的な整理ができない。このため、省庁別財務書類の作成にあたっては、財務省から他省庁へと財源を配賦する会計処理を行う必要がある。

省庁間での財源の調整の方法

財源の配賦の方法としては、各省庁に主管歳入を計上した上で、各省庁の歳出と主管歳入の差額を財務省から各省庁に配分する方法、国庫を管理する財務省に歳入を一括計上した上で、各省庁の歳出額に合わせて各省庁に配分する方法、歳出額と同額の歳入を直接各省庁に計上する方法が考えられる。

国の一般会計においては、各省庁に計上された主管歳入は、各省庁の業務の実施財源に充てられているわけではなく、一旦国庫に入り、財務省に計上された租税収入等と一体として一般会計の歳出の財源に充てられるものであるが、各省庁は会計的に独立しているものではないことや、会計処理の分かりやすさ等を踏まえ、各省庁の主管歳入はそのまま各省庁に計上した上で、各省庁の歳出決算額（支出済歳出額）と主管歳入決算額（収納済歳入額）との差額を財務省から各省庁に配賦する会計処理を行うこととした。

公債の取扱い

各省庁の所掌する業務を前提として省庁別財務書類を作成した場合、公債については財務省に計上される。しかし、各省庁は公債の発行により調達した財源により業務を実施しており、また、各省庁では公債発行収入を含めて財源の配賦が行われることから、公債を各省庁に配分して、各省庁の負担に係る負債の状況を明らかにすることが考えられる。

しかし、公債の償還等については、各省庁の所掌する業務ではなく、また、各省庁は徴税等で償還財源を確保することはできないため、各省庁に公債を配分したとしても、各省庁は公債の償還等について説明責任を果たすことができない。

また、公債の発行収入と支出について対応関係がなく、特に、過去に発行した公債については大幅な仮定計算による配分とならざるを得ないことから、財務書類に計上する計数としては適当ではないと考えられる。このため、各省庁に公債を配分してこれを貸借対照表の負債に計上する方法は採らないこととした。

ただし、公債関連の財務情報については、参考情報として各省庁において開示することとした。

出資金の取扱い

出資金は、国有財産法上普通財産として整理され、その管理は、普通財産の管理・処分を所掌している財務大臣が行うこととされている。このため、所掌権限により出資金を帰属させた場合、出資金は全て財務省に資産計上され、また、強制評価減が行われた場合の評価損等も、財務省に計上されることとなる。

しかし、特殊法人等を監督している省庁は、出資の責任についても説明責任を果たす必要があると考えられることから、出資金を各省庁へ帰属させるとともに、評価損等も各省庁において計上することが適当と考えられる。

また、特殊法人等との連結にあたっては、監督権限及び出資金等の財政支出がある各省庁において連結を行うこととしていることから、省庁別連結財務書類の作成との整合性も踏まえて、一般会計の出資金については各省庁において計上することとした。

国庫勘定の取扱い

財務省は、予算の編成や決算の作成等の牛無のほか、歳入の総括管理省庁として、いわゆる国庫に係る業務を一元的に所掌しており、また、国庫以外の業務も所掌している。

財務省の所掌する業務のうち、国庫に係る業務を財務省から区分し、新たに国庫勘定を設け、同勘定に税込や公債金収入等を一括計上したうえで、同勘定から各省庁に財源を配分するといったことも考えられる。

しかし、国庫に関する業務を財務省から分離した場合には、財務省の財務書類が所掌する業務を反映しなくなるほか、財務省の所掌する業務を明確な基準により、国庫と国庫以外に区分することも容易でなく、また、仮に分けたとしても、国庫以外の財務省分は極めて僅少になることが想定されることから、財務省の所掌する業務を区分して国庫勘定を設ける方法は採らないこととした。

3. 特別会計特有の論点

特別会計の会計主体性

特別会計は、国の会計の一部を区分して経理するために設置されたものであり、会計単位としては独立しているものである。しかし、次のような特性があり、業務の実施主体として完全に独立しているものではなく、独立した会計主体として捉えることが適切とは認められない特別会計も存在し、また、その程度も区々である点に留意する必要がある。

特別会計は、特定の業務等に係る経理を明確にするために設けられたものであるが、特別会計によっては、資産等をほとんど保有せず、財政資金の流れのみを経理している場合がある。

特別会計が対象としている経理の範囲及び具体的な経費の計上等については、各特別会計法等の規定及び毎年度の予算により定まり、特別会計が経理する業務に係る人件費や庁舎等の経費等の全てを負担していない場合がある。

なお、特別会計法等の規定に基づき勘定が設けられている場合には、特別会計の経理が勘定単位に細分化され、当該勘定が経理する業務内容等は、さらに限定されたものとなる。

特別会計が経理する業務に必要な財源については、保険料等の自己収入により賄われているものもあるが、一般会計からの繰入金により財源の大部分が賄われているものがあるなど、財源的に独立したものとはなっていない場合が多い。

全特別会計で同一の基準による財務書類の作成

特別会計の特性や各特別会計が実施している業務は区々であり、財務書類の作成意義の乏しいと考えられる特別会計もあるが、各特別会計間の比較可能性及び一覽性の観点から、全特別会計において可能な限り同一の基準に基づいて財務書類を作成することとした。

特別会計財務書類の作成単位

勘定単位での財務書類の作成

特別会計財務書類は、特別会計が経理している業務に係る財務情報を開示するものであり、特別会計を作成単位とした。ただし、各特別会計法等の規定により、勘定区分が設けられている場合は、勘定単位で会計的に独立していることから、勘定を作成単位とした。

勘定を合算した財務書類の作成

特別会計の勘定は、セグメント的な位置付けにとどまらず、法令的にも会計区分と同様、独立した経理単位となっており、また、同一の特別会計内とはいえ、その経理する内容等も異なっている。

しかし、一般会計から区分して経理するために設置された特別会計という単位で

の財務情報を開示することは、ディスクロージャーの面からは一定の意義があると考えられることから、勘定を合算した財務書類を参考情報として作成することとした。

共通勘定の取扱い

業務勘定等のいわゆる共通勘定を有する特別会計においては、共通勘定の経費等を各事業勘定に配分した財務書類を作成することが考えられる。しかし、特別会計の勘定区分といっても、様々な業務に係る経理を行っているなど、勘定区分が業務単位を表すセグメントとして必ずしも十分ではなく、共通勘定の経費等を各事業勘定に配分したとしても、個々の業務の状況が完全に明らかになるというものではない。また、共通勘定の経費等を各事業勘定に配分した場合には、特別会計財務書類と歳入歳出決算との対応関係がなくなってしまうことから、共通勘定の経費を各事業勘定に配分した財務書類の作成は行わないこととした。

食糧管理特別会計の調整勘定の取扱い

食糧管理特別会計では、食糧管理勘定等の損益の調整を行うために調整勘定が設けられており、食糧管理勘定等の損益は調整勘定に振替整理し、調整勘定に損失が発生すれば、調整勘定に設けられている調整資金を減額し、利益が生じれば調整資金に組み入れて処理することが食糧管理特別会計法で規定されており、この損益処理の金額は法定の財務諸表に基づいて算定されている。

しかし、特別会計財務書類は、勘定ごとの財務内容の開示を目的として作成することとしており、また、法定の財務諸表のように損益計算を行うこととしていない。

このため、食糧管理特別会計の財務書類においては、勘定間の損益の振替整理は行わず、勘定ごとで完結した財務書類を作成することとした。

4. 貸借対照表

有形固定資産の計上価額

国有財産の計上価額

公共用財産(公園及び広場を除く。以下同じ。)を除く土地や建物等の国有財産については、国有財産法に基づき管理が行われており、また、国有財産台帳によって価格管理がなされている。国有財産台帳の計上価格については、時価等を反映させるとの観点から、出資金等一部の財産を除き、5年ごとに時価等を反映した価格改定が行われている。

貸借対照表の資産の計上価額については、基本的に、取得原価を基礎として計上することとしている。しかし、国有財産について取得原価を基礎として評価を行うためには、国有財産台帳とは別個に取得原価を基礎とした価格管理を行う必要があるほか、国有財産の情報開示としては、時価が反映された価格を提供することも意

義が認められる。このため、国有財産については、国有財産台帳価格を基礎とし、償却資産については、定率法による減価償却を行い、減価償却費相当額を控除した後の価額を計上することとした。

公共用財産の計上価額

公共用財産については、国有財産法上、国有財産台帳の作成等が適用除外となっていることから、その価格が管理されておらず、また、新たに評価を行うことも困難である。このため、国の所有となる公共用財産については、過去の用地費や事業費等を累計することにより取得原価を推計し計上することとした。

なお、償却資産については、推計して算出した取得原価に基づいて、定額法による減価償却を行い、減価償却費相当額を控除した後の価額を計上することとした。

売却を前提として保有している国有財産の評価

一般会計が保有する国有財産のうち物納された不動産等並びに特定国有財産整備特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計が保有する国有財産については、売却を前提として保有していることから、企業会計でいう販売用不動産と同様の性格を有するものと考えられる。

企業会計の販売用不動産については、取得原価で計上され、時価が著しく下落した場合には、強制評価減を行うこととなっていることから、企業会計の販売用不動産と同様の性格を有する国有財産については、強制評価減を行う必要も考えられる。

しかし、国有財産台帳価格は5年ごとに価格改定が行われ、時価の変動が反映されること、また、国有財産台帳の価格改定とは別に毎年度の時価評価を行うことは事務的に困難なことから「たな卸資産」の表示科目で計上し、その評価は国有財産台帳価格に基づくこととした。

物品の計上基準

車両や機器等の物品について、物品管理法に基づき管理がなされているが、取得価格又は見積価格が50万円以上(防衛庁防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具(除自動車)については300万円以上)の重要物品が、価格管理の対象となっていることから、これらを「物品」として資産計上することとした。

なお、物品管理法の価格管理の対象外となっている物品について、一定の基準を設け網羅的に把握し、価格管理を行っている場合には、重要物品以外の物品についても資産計上することが適当と考える。

公的年金等の負債計上

厚生年金及び国民年金

公的年金である厚生年金及び国民年金については、国における過去の勤務により支払義務が生じるものではなく、また、企業年金のように積立方式が法定されてい

るものではないことから、企業会計における退職給付の会計基準をそのまま適用することは適当ではないと考えられる。

また、公的年金の負債計上については次の考え方がある。

わが国の公的年金は、積立金を持ちつつも賦課的要素が強い財政方式により運営されるものであり、各年の給付は各年の収入により賄われるという点で他の福祉のプログラムの給付と変わらないものであるため、会計上の負債として認識しないことが適当であるという考え方。

公的年金は、保険料支払により給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払によって制度の運営者である国に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価を負債として認識するという考え方。

この場合、将来給付の全額を負債計上する考え方と将来給付財源の違いにより、積立金分と国庫負担分のみを負債として認識するという考え方がある。

このように、公的年金に係る負債計上については、種々議論があるところではあるが、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計に係る公的年金の負債計上については、以下の取扱いとした。

公的年金は、社会保険制度であり、その財政方式は賦課方式を基本とした制度となっており、また、年金の支払義務は保険料の払込によって発生するものではなく、受給資格を満たすことによって発生するものであることから、これを負債としては認識しないこととした。

ただし、この場合でも、過去期間に対応する給付現価のうち、一部は保険料として徴収し、積み立てることとなっているため、過去期間に対応する給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分、すなわち財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する金額を「公的年金預り金」として計上することとした。

なお、公的年金に係るディスクロージャーの充実を図るため、公的年金の積立方法、将来給付現価額及びこれに対する財源の見込額等について注記により説明を加えることとした。

国家公務員共済年金

国家公務員共済年金は、国家公務員を対象とした公的年金としての社会保険制度であり、給付設計は厚生年金に準拠したものとなっている。また、年金給付に要する費用について、雇用者としての国は、保険料の2分の1を負担しているほか、公経済主体として、基礎年金拠出金の3分の1等を負担している。

国家公務員共済年金について、企業年金と同様、国家公務員の労働の対価であり、負債として計上すべきとの考え方もあるが、厚生年金が担っている機能を有し、遺族に対する支給、物価スライド等を行っており、単に労働の対価という意義を超えた公的年金制度としての性格を色濃く有していることから、これを負債としては認識しないこととした。

ただし、国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員

期間に係る給付分)については、事業主としての国が全額負担することとなっていることから、恩給公務員期間に係る将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として負債計上することとした。

なお、整理資源の具体的な計上額については、国家公務員共済年金の再計算等は国家公務員共済組合連合会で、また、各省庁及び各特別会計における毎年度の予算計上額の計算については財務省主計局で行われており、各省庁での算出が困難なことから、同局において計算された額を計上することになる(恩給公務員期間に係る将来給付見込額は、5年ごとに行われる財政再計算時における見込額を用いて算出を行う。)

恩給給付費

恩給は、共済年金制度移行前において相当年限忠実に勤務して退職した公務員等に対して、国が公務員との特別な関係に基づき、使用者として給付するものであることから、退職給付と同様の性格を有しており、負債として計上することとした。

また、恩給は一般会計から支給しているが、国の会計内部の負担関係については、特別会計において退職等により給付事由が発生した者の公務員期間に係る恩給支払財源を、当該特別会計が負担(一般会計へ繰入)することとされていることから、特別会計に係る負担分相当額については、当該特別会計の負債として計上することとした。

なお、具体的な計上額については、恩給の給付等は、総務省人事・恩給局において行われており、各特別会計での算出が困難なことから、同局において計算された額を計上することになる。

資産・負債差額

国の会計においては、企業会計のような払込資本に関する取引がないこと、また、国の活動について損益計算の意義は乏しいことから、資産と負債の差額について、企業会計の資本の部と同様の位置付けを与えることは適当ではない。

資産及び負債の差額については、政府の財政運営の結果として、この部分をどう捉えるか、その位置付けについて種々議論があったが、国の資産は必ずしも将来の支払財源に充てられるものではないことに加え、一定の仮定を用いて資産評価を行わざるを得ないこと等から、積極的な位置付けを必ずしも見だしにくいと考えられる。このため、貸借対照表における資産と負債の差額については「資産・負債差額の部」として整理することとした。

なお、貸借対照表の資産と負債の差額の内訳については、その大部分が財務書類の作成開始時に生じた差額など、性質を明確にできないものであり、また、省庁別財務書類においては、資産・負債差額増減計算書を作成し、貸借対照表の資産と負債の差額の増減要因は全て資産・負債差額増減計算書において明らかにすることとしたため、資産と負債の差額は「資産・負債差額」として一括して表示することとした。

国債整理基金特別会計に繰り入れられた償還財源

国債整理基金特別会計は、一般会計及び他の特別会計から受け入れた資金等を国債整理基金として、これを公債の償還発行の費途（国債及び借入金等の償還、利子及び割引料の支払並びに発行等に係る事務取扱費）に充て、もって国債の償還等に関する経理を明らかにするために設置されたものである。

このように、国債整理基金特別会計は、国債の償還等に関する経理を明確にする特別会計であるが、一般会計の財源として発行された公債については国債整理基金特別会計の負債として帰属するものではなく、また、償還のための財源が一般会計から繰り入れられ、その残高は、将来の償還財源として国債整理基金特別会計にプールされているものである。（なお、償還の財源としては、これらのほか、借換債の発行、特別会計に帰属されたNTT株式、JT株式及び東京地下鉄株式会社株式等がある。）

このため、国債整理基金特別会計においては、公債等のために一般会計等から繰り入れられた償還財源の残高等を、貸借対照表の資産・負債差額の部で「国債整理基金」として整理することが適当である。

また、一般会計の財源として発行された公債については、借換債も含めて一般会計に負債計上されており、また、国債整理基金特別会計の資産については、一般会計に負債計上されている公債の償還に充てられるものであるため、一般会計においては、国債整理基金特別会計の資産・負債差額相当額を「国債整理基金」として資産計上することが適当である。

5. 業務費用計算書

業務費用計算書の作成目的

企業会計においては、当期の経営成績及び処分可能利益について、その額及び発生原因を明らかにすること等を目的として損益計算書が作成されている。

これに対して、一般会計は、強制的に徴収された税収等を配分している会計であり、利潤獲得が予定されていない。また、特別会計は、受益と負担の関係を明らかにすること等を目的として設置されているものであるが、財源と業務費用の間に、必ずしも、企業会計と同様の費用と収益の対応関係のような関係がない。このため、国においては、企業会計と同様の損益計算書を作成することは適当でないことから、投入されたコストに対してどれだけの効用・便益等を得ることができたのかという観点で行政の効率性等を判断する必要があると考え、費用の発生状況に焦点を当てた計算書として業務費用計算書を作成することとした。

業務費用計算書の計上項目

業務費用計算書には、各省庁の所掌又は特別会計の経理する範囲内において、業務の実施に伴い当該年度に発生した費用及び損失を計上することとしている。

業務費用計算書の計上項目については、以下の整理を行った。

評価差額等

国においては、企業会計における売買目的有価証券に相当する有価証券は保有しておらず、満期保有目的以外の有価証券の時価評価に伴う評価差額については未実現であると考えられ、翌年度首には戻入れを行うことから、業務費用計算書には計上しないこととした。

また、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額については、法令の規定に基づき価格改定が行われ、その評価差額は業務実施に伴い発生したとはいえ、また、国の庁舎等は処分を前提としていないものが大半であり、実際の処分時に損益を計上すれば足りると考えられることから、業務費用計算書には計上しないこととした。

ただし、有価証券、たな卸資産等の強制評価減については、時価又は実質価額が著しく下落したことで既に評価差額が実現していると考えられることから、業務費用計算書に計上することとした。

資産の処分損益等

資産の処分損益について、処分損を業務費用計算書に計上し、処分益を資産・負債差額増減計算書に計上することも考えられるが、処分損と処分益で計上される財務書類が異なってしまうことになる。処分益については、売却収入と簿価相当額との差額がプラスとなったものであるが、他の業務費用と財源との関係とは異なり、処分損と処分益は資産処分という同一の経済事象により生じる差額であり、その性質が大きく異なるわけではないと考えられることから、資産の処分益についても、業務費用計算書で計上することとした。

また、引当金の戻入についても同様に業務費用計算書で計上することとした。

純コストの計算

各省庁の業務実施に伴う実質的な費用（税財源の投入額）を明らかにするため、業務費用計算書において、業務費用に伴い発生した費用及び損失から、これらの費用及び損失に対応する手数料等の対価的な収入を差し引いて、業務実施に伴い発生した純コストを計算することも考えられる。

しかし、一般会計においては、基本的に税財源等が業務経費の見合いの財源となっており、一部の特定の業務について、特に便益を享受する者から手数料等として実質的な費用を徴収しているものの、基本的に対価的な収入はなく、あっても極めて僅少な金額である。また、手数料の多くは印紙をもって納付されているが、この印紙収入については、各省庁の対価見合い分として区分することが困難であるほか、印紙を売り捌いたときに収入に計上されており、実際の業務活動に合わせて期間対応させて収益化することも困難である。

また、特別会計においては、対価的な手数料等、目的税等収入や他会計からの繰入れでもって受益と負担の関係が明確にされているものの、他会計からの繰入れであっても特別会計にとっては業務の対価として予定されているものもあり、繰入額のうち

どこまでを業務の実施に見合う財源として取り入れるのかという問題があるほか、目的税等収入や他会計からの受入の財源と費用との期間的な対応を図ることも困難である。

このため、業務費用計算書においては、純コストの計算ではなく、総コストの計算を行うこととした。

業務実績の評価資料としての活用

業務費用計算書に関する財務情報の利用

国の行政サービスの提供においては、「どれだけのコストをかけて、どのような行政サービスを提供したか」といった評価が必要であり、このような各省庁の業務実績の評価にあたっては、業務の実施に伴う費用を発生主義で捉えたコストの情報が必要であり、業務費用計算書により開示されるコスト情報の活用が期待される。なお、「どのような行政サービスを提供したか」という観点については、業務の実施に伴う効用・便益等の非財務情報が必要である。

形態別による表示

各省庁の業務内容をより明らかにし、さらに、業務費用に関する財務情報を各省庁の業務実績の評価に活用し、予算の効率化・適正化に資するためには、コスト情報について、個別政策・施策単位等のセグメント情報が必要である。

しかし、現状では、省庁別財務書類の作成の基礎となる予算・決算の表示区分は各省庁の業務の内容とは必ずしも結びついておらず、概ね形態別の費目で区分されていることから、業務費用計算書においても形態別の費目で業務費用を表示せざるを得ないものである。

なお、現行の予算・決算については、表示科目が業務内容とは必ずしも結びついておらず分かりにくく、また、政策目的毎に区分されておらず事後の評価に馴染みにくいとの指摘を受けて、その表示区分について、別途、検討が行われているところであり、政策・施策単位等のセグメント別でのコスト表示については、この予算・決算の表示区分の検討結果を踏まえ、見直しを行う必要がある。

農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の業務費用

国の予算制度においては、総計予算主義がとられており、歳入と歳出を相殺し、純額での予算計上は原則として認められていない。

しかしながら、農業共済再保険特別会計においては、農業災害補償法に基づき、国（一般会計）から同特別会計を経由した共済掛金の一部負担について、事務処理上の観点から、同特別会計に納付する保険料等と相殺したところで予算措置することができることとされている。

また、漁船再保険及漁業共済保険特別会計においても、漁船損害等補償法及び漁業災害補償法に基づき、国（一般会計）から同特別会計を経由した保険料の一部負担及

び共済掛金の一部補助については、事務処理上の観点から、同特別会計に納付する保険料等を相殺したところで予算措置することができることとされている。

このように、相殺後の歳入歳出決算を基礎として業務費用計算書を作成した場合には、業務費用総額が表示されないこととなる。このため、これらの特別会計においては、法令の規定に基づき相殺が行われたことにより、歳入歳出決算に計上されていない部分についても、業務費用計算書に反映させて作成し、業務費用の総額を開示する必要がある。

また、これに関連して、資産・負債差額増減計算書における財源についても総額で表示する必要がある。

なお、予算措置とは異なり総額で表示していることについて、注記により明らかにすることが必要である。

労働保険特別会計の徴収勘定

労働保険特別会計においては、労災保険及び雇用保険を経理しているが、労災保険及び雇用保険の保険料については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき一括徴収され、徴収勘定において経理されている。

労災保険及び雇用保険の保険料は、徴収勘定の歳入に計上された後、それぞれの保険料相当分が労災保険勘定及び雇用保険勘定に繰り入れられていることから、徴収勘定においては、保険料を資産・負債差額増減計算書の財源、両事業勘定への繰入りを業務費用としては整理せず、預り金として整理することが適当である。

国債整理基金特別会計の業務費用計算書

国債整理基金特別会計は、国債の債務償還等に関する財政資金の流れを明らかにする特別会計であることから、債務償還費（国債及び借入金の元本部分の償還費）も含めたところで「国債整理基金」の減少となるものを業務費用として捉える考え方もあるが、国債及び借入金の元本部分の償還費については一般的な費用の概念にはなじまないことから、業務費用として整理することは適当でないと考えられる。

このため、業務費用については、上記から債務償還費を除外することが適当である。

また、資産・負債差額増減計算書の財源についても、同様に、「国債整理基金」の増加となるものから、債務償還費に充てられる公債金及び株式売払収入並びに他会計からの受入のうち債務償還費に充てられる部分を除外することが適当である。

6. 資産・負債差額増減計算書

資産・負債差額増減計算書の作成目的

省庁別財務書類においては、損益の算定ではなく、業務実施に伴い発生した費用に焦点をあてた計算書として業務費用計算書を作成することとしているが、業務費用計算書には、各省庁の業務実施に伴い発生した費用及び損失のみが計上され、財源や業

務費用計算書に計上されない資産評価差額など、貸借対照表の資産・負債差額についての増減要因すべてが計上されるわけではない。

このため、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減すべてについて、要因別に開示し、前年度末の貸借対照表と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の連動を図ることを目的として資産・負債差額増減計算書を作成することとした。

資産・負債差額増減計算書の計上項目

資産・負債差額増減計算書においては、業務費用財源計算書の計算結果である本年度業務費用合計、各省庁の業務実施の財源、無償所管換等及び資産評価差額等に区分して計上することとした。

財源

貸借対照表の資産・負債差額の増加要因のうち、各省庁の業務実施の財源を「財源」として計上することとした。

「財源」としては、歳入の徴収決定済額（当該年度に調査決定を行ったものに限る。）から資産・負債差額の増減項目とはならない資産の処分に係る収入及び貸付金回収収入等を除いた額を計上することとなる。

また、歳入のうち、資金からの受入や前年度剰余金受入については、前年度以前に資産・負債差額の増加となっているものを改めて歳入として受け入れるものであることから、財源としては計上しない。ただし、租税収入等については、国税収納金整理資金から純額が歳入として計上されているものであり、これを財源として計上することとした。

なお、特別会計においては、多様な財源があることから、財源を「自己収入」、「目的税等収入」及び「他会計からの受入」に区分して計上することとした。

無償所管換等

省庁間又は会計間の財産の無償所管換（渡）等及びこれに準ずる資産の減少については、貸借対照表の資産・負債差額の減少要因であるが、法令に基づいて所管換えが行われ、各省庁の業務実施に伴い発生した費用として業務費用計算書に計上することは適当でないことから、資産・負債差額増減計算書において「無償所管換等」として計上することとした。また、財産の無償所管換（受）等についても、貸借対照表の資産・負債差額の増加要因であることから、同様に「無償所管換等」として計上することとした。

なお、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減及び実測により生じた国有財産台帳等の価額との差額等についても「無償所管換等」として計上することになる。

資産評価差額

有価証券及び出資金の評価差額(強制評価減に係るものを除く。)及び国有財産の台帳価格改定に伴う評価差額については、業務費用計算書に計上されないことから、「資産評価差額」として計上することとした。

外国為替資金特別会計の換算差額

外国為替資金特別会計においては、多額の外貨建金銭債権債務等を保有している。この外貨建金銭債権債務等は、外国為替相場の安定を図るため、公的外貨準備として政策的に保有しているものであり、売買による収益獲得を目的として保有しているものではないことから、為替レートの変動による換算差損益が会計年度末に実現しているものと考えすることは適当でない。このため、外国為替資金特別会計が保有する外貨建金銭債権債務等について基準外国為替相場等で換算を行った換算差額は、資産・負債差額増減計算書において計上することとした。

ただし、外国為替資金特別会計において保有する外貨建債券については、外貨による債券の時価の変動と為替レートの変動の2つの要因によって差額が生じている。このため、外国為替資金特別会計の資産・負債差額増減計算書において、債券の時価の変動により生じた差額については「資産評価差額」の区分に計上し、為替レートの変動により生じた差額については「為替換算差額」の区分を設け、別途開示することが適当である。

なお、外貨建金銭債権債務等の換算差額を資産・負債差額増減計算書において計上することにより、財務書類上、外貨建金銭債権債務等の含み換算損益が開示されなくなるが、この含み換算損益に関する情報も外国為替資金特別会計に関する財務情報として重要である。このため、保有する外貨建金銭債権債務等の含み換算損益について、外国為替資金特別会計の貸借対照表の資産・負債差額の部において、「資産・負債差額」の内訳として明らかにすることが適当である。

7. 区分別収支計算書

区分別収支計算書の作成目的

企業会計においては、企業の支払能力を評価すること、企業の資金創出能力を評価すること及び異なった会計処理の影響を排除し、企業の経営成績の比較可能性を高めること等の観点から、現金及び現金同等物の増減を示すキャッシュ・フロー計算書が作成されている。

これに対して、国の会計においては、歳入歳出予算に基づいて予算の執行が行われていること、法律に基づき税収等の収入が確保されていること及び財務書類の作成基準においては、会計処理等の選択肢を限定していること等から、現金及び現金同等物の増減を示す財務書類については、企業会計と異なる観点からその作成目的を検討した。

国の会計においては、予算の執行結果を示すものとして歳入歳出決算が作成されており、現金収支の状況は明らかになっているが、歳入歳出決算は、予算統制等の観点から組織及び目的等別に表示が区分されており、企業会計的な観点からは分かりにくいものとなっている。このため、歳入歳出決算を基礎として、その計数を並び替えることにより、財政資金の流れを区分別に明らかにするための財務書類として、区分別収支計算書を作成することとした。

区分別収支計算書の区分

企業会計のキャッシュ・フロー計算書においては、営業活動、投資活動及び財務活動の3区分となっているが、国の会計においては、各省庁の収支のうち、将来の負担となる資金調達及び返済に関する収支（利息の支払額や資金調達に関する事務取扱費を含み、これを「財務収支」とした。）を除いたものを実質的な各省庁の業務と考え、これを「業務収支」として計上し、「業務収支」及び「財務収支」の2区分の収支区分とした。

また、「業務収支」については、「財源」及び「業務支出」に区分し、「業務支出」については、財政資金の流れを明らかにするとの観点から、各省庁の有形固定資産（物品を除く。）の形成に繋がる支出を明らかにする区分を設けることとし、さらに「業務支出（施設整備支出を除く）」及び「施設整備支出」に区分することとした。

貸借対照表との連動

企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物の期末残高」と貸借対照表の「現金及び預金」は基本的に連動し、また、現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記することとされている。

区分別収支計算書は、歳入歳出決算を並び替えて作成することから、「本年度収支」においては、各省庁が保有する資金残高や歳入歳出外現金の残高が反映されておらず、区分別収支計算書の「本年度収支」と貸借対照表の「現金・預金」の計数は一致しない場合がある。このため、「本年度収支」の下で資金等の歳入歳出外の現金預金の残高を調整したところの計算結果を「本年度末現金・預金残高」として、貸借対照表の「現金・預金」と一致させることとした。

資金運用特別会計の区分別収支計算書

特別会計が保有している財政法第44条の規定に基づく資金は、歳入歳出決算上の剰余が積み立てられたものが大半であり、その機能としては、歳入歳出決算上の過不足を調整するものである。

これに対して、資金運用特別会計である財政融資資金特別会計の財政融資資金及び外国為替資金特別会計の外国為替資金は、特定の目的を行うために設けられた資金であり、これらの特別会計の歳入歳出決算には、利払費、事務費及び運用収入等が計上

されるのみで、資金運用や貸付金、外貨資産等の売買等の受払いは計上されないことから、歳入歳出決算を並び替えて区分別収支計算書を作成した場合には、これらの資金における財政資金の受払の状況が開示されないことになる。

資金運用特別会計における実質的な業務は、これらの資金を中心としたものであり、また、これらの資金は、歳入歳出予算・決算と一体として運営・管理されていることから、資金運用特別会計においては、これらの資金に係る受払いを含めたところで区分別収支計算書を作成する必要がある。

公共事業特別会計の区分別収支計算書

公共事業特別会計においては、道路や港湾等の公共用財産の整備を実施している。これらの公共事業特別会計の一部においては、公共用財産整備の財源が一般会計から繰り入れられ、公共用財産の完成後、当該公共用財産が一般会計に移管されることとなっている。

このような公共事業特別会計においては、施設整備の財源が一般会計から繰り入れられ、公共用財産が一般会計において計上されることから、一般会計において、公共事業特別会計への財源繰入れを「施設整備支出」に計上することも考えられる。しかし、一般会計からの財源繰入れは施設整備のための直接的な支出ではなく、また、完成した公共用財産は公共事業特別会計において一旦資産計上された後に一般会計に移管されているとも考えられることから、会計間の取引等の開示としては、一般会計から公共事業特別会計への施設整備の財源繰入れを「業務支出（施設整備支出を除く）」に計上することが適当である。

他方、公共事業特別会計においては、公共用財産の資産形成となる施設整備に必要な経費や用地費等の支出については、直接施設整備に充てられることから「施設整備支出」に計上することになる。

8. 参考情報

機会費用

業務費用計算書においては、各省庁の業務実施に伴い発生した費用が計上されることになるが、各省庁の業務実施の財源には、各省庁が負担していない資金調達コストが生じているものがあるほか、特別会計の中には、人件費等が計上されていないものや、庁舎等の使用料の費用負担をしていないものがある等、業務実施に関するすべての費用が計上されていない場合がある。

業務実施に伴うコストとしては、業務費用計算書の業務費用としては認識されていないが、各省庁が業務を実施する上での国民の負担と考えられる資金の調達コストや特別会計においては、一般会計等が負担している人件費や庁舎等のコストがある。

これらのコスト情報を機会費用として開示する必要があると考えられるが、これらの機会費用の算定などについては大きな仮定が伴い、情報の正確性は大きく劣ると考

えられることから、会計間での資金調達における資金調達コストに相当する機会費用のみを参考情報として記載することとした。

なお、一般会計においては、財務省が各省庁の業務実施の財源を一括して調達しており、各省庁が負担すべきと考えられる公債による資金調達のコストについて、機会費用としての計上も考えられるが、各省庁が負担すべき公債による資金調達のコストの厳密な算定は困難なこと等から、別途、公債残高等の情報とともに、公債関連情報として開示することとした。

公債関連情報

参考情報等として各省庁での公債関連情報の開示

財務書類上、公債を各省庁に配分することとはしなかったが、各省庁の業務に要する財源の一部については、公債の発行により財源調達が行われ、その一部が各省庁の資産となり、また、資金調達コストも生じていることから、各省庁の負担に相当すると考えられる公債関係の財務情報について説明が必要と考えられる。このため、公債発行に伴う各省庁の負担に相当すると考えられる公債関連の財務情報について、複数の方法により算出し、各省庁において参考情報として開示することとした。

各省庁が開示する公債関係の財務情報

公債の種類は、発行目的により建設公債、特例公債及び交付国債等に分けられる。このうち、交付国債、出資・拠出国債及び日本国有鉄道等からの承継債務の借換国債については、各省庁の業務実施の財源に充てられたものとは言い難いことから、配分計算の算定から除外し、各省庁が公債関連情報として開示する公債は、建設公債及び特例公債に限ることとした。

公債関連情報の内容

公債関連情報として、公債残高、当該年度に新規に財源として発行した公債及び当該年度の利払費を開示することとした。

各省庁で開示する公債関連情報の算出方法

各省庁で開示する公債関連の計数の算出方法については、様々な方法が考えられ、一つの算出方法に絞ることは適当でないと考えられることから、複数の方法で算出を行った公債関連情報を開示することとした。

具体的な算出方法は以下のとおりである。

建設公債残高については、各省庁が保有する資産は、建設公債を発行した財源により資産取得した累計ではないが、建設公債発行見合いの財産が残っているとみなして、各省庁の資産額を基準として算出した額及び各省庁の資産・負債差額は、これまでの歳出予算による資産取得の累積であるとみなして、各省庁の資産・負債差額を基準として算出した額とした。また、特例公債残高については、関連するスト

ックの情報はないため、当該年度以前3ヶ年度の歳出決算額（公債発行対象経費控除後）の累計額を基準として算出した額とした。

当該年度に発行した建設公債については、建設公債の発行財源が必ずしも公債発行対象経費に充てられているものではないが、建設公債は、建設公債発行対象経費の額をもとに発行されていることから、建設公債発行対象経費を基準として算出した額とした。また、当該年度に発行した特例公債については、特例公債は当該年度の歳入不足を補うために発行されていることから、当該年度の歳出決算額（公債対象経費控除後）を基準として算出した額とした。

利払費については、各省庁の負担に相当するとされた公債の当該年度の平均残高を基準として算出した額とした。

9. 連結財務書類

連結財務書類の作成目的

国の業務の一部は、特殊法人等を通じて行われている場合もあり、これらの特殊法人等を連結したところの財務情報の開示が必要である。

連結財務書類は、各省庁の業務と関連する事務・事業を実施している特殊法人等を連結することにより、特殊法人等を含めたところの各省庁の財務状況を開示し、より一層の説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供することを目的として作成するものである。

なお、省庁別連結財務書類を合算することにより特殊法人等を連結したところの国の財務書類の作成が可能となる。

連結の対象範囲

連結財務書類は、国の業務と関連する事務・事業を行っている法人を連結したところの財務情報を提供することを目的として作成するものであり、国から監督を受け、また、財政支出を受けている特殊法人等（法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人並びに特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、すなわち、いわゆる特殊法人、認可法人、独立行政法人、日本郵政公社及び国立大学法人がこれに該当する。）を連結対象とした。

特殊法人及び認可法人

特殊法人及び認可法人は、その事務・事業の内容等から、必要な監督（法人の長及び監事の任命、予算の認可等）が行われ、出資や補助金等の財政支出がなされている場合が多いことから、国との業務の関連があり、その多くは連結対象となる。しかしながら、国の監督権限の内容や財政支出の内容は、各法人によって相当異なっていることから、法人ごとに連結の有無を判断し、連結対象となる法人を判断す

る必要がある。

独立行政法人

独立行政法人は、政策の企画立案機能と実施機能の分離、行政のスリム化並びに効率性及び透明性等を確保するため導入された独立行政法人制度に基づいて設立されるものである。

独立行政法人の設立の形態は、主務大臣が設立委員を任命し、必要な設立手続を行わせ、法人の長及び監事の任命等も行っている。また、その事務・事業を確実に実施するために必要な財政的基礎として出資がなされているほか、業務運営に必要な運営費交付金等が交付されていることから、国との業務の関連があり、連結対象となる。

日本郵政公社

日本郵政公社は、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社としてこれまで特別会計が行っていた事業を総合的かつ効率的に行うために設立されたものである。

日本郵政公社に対しては、事務・事業に必要な運営費交付金等の交付は行われなものの、独立行政法人と同様の監督が行われ、設立に際しての国の出資や郵便貯金の払い戻し等に係る公社の債務に対する政府保証が付されていることから、国との業務の関連があり、連結対象となる。

国立大学法人

国立大学改革の一環として、国立大学等が国立大学法人に移行することとされた。

国立大学法人制度は、大学による自律的な運営が確保されるよう配慮されているが、基本的には独立行政法人制度と同様の仕組みとなっており、国からの監督権限のほか、出資や事務・事業実施の財源に充てるための必要な財源を交付されることとなっていることから、国との業務の関連があり、連結対象となる。

連結の考え方

各省庁のより一層の説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供するため、各省庁及び特別会計が所掌している業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結することとし、業務関連性による連結を行うこととした。

業務関連性の具体的な判断は以下のとおりとした。

省庁別連結財務書類における業務関連性の判断

特殊法人等の設立根拠法等に基づき、各省庁（主務大臣）から監督を受けるとともに、当該省庁から財政支出を受けている特殊法人等が、当該省庁の業務と関連する事務・事業を行っていると見られることから、各省庁が業務関連性により連結す

る特殊法人等は、「各省庁が監督権限を有し、各省庁から財政支出を受けている法人」とし、監督権限及び財政支出の有無により業務関連性を判断することとした。

ただし、各省庁の監督権限が限定されている場合や、財政支出がない場合等には、業務関連性が弱く、各省庁が連結を行うことにより一体として説明責任を果たす必要性は低いと考えられることから、連結の対象からは除外することができることとした。

特別会計連結財務書類における業務関連性の判断

特別会計が経理している業務の範囲は限定されており、特別会計との業務関係がより強い特殊法人等を連結すべきと考えられることから、財政支出が相当程度あるか否かを連結の要件とした。

また、特別会計としては、特殊法人等に対する直接の監督権限を有していないことから、監督権限に代わるものとして、特別会計の管理大臣と特殊法人等の主務大臣が同一であるか否かを連結の要件とした。

持分法の適用

監督権限及び財政支出の観点等から、業務関連性が弱いとして連結対象から除外された特殊法人等について、全部連結するまでもないが、企業会計の連結の考え方に準じて、出資の評価方法として持分法を適用することが考えられる。

しかし、国の連結においては、企業会計の支配従属関係とは異なり、業務関連性がある特殊法人等を連結して一体として説明責任を果たすこととしており、連結対象から除外された特殊法人等について、連結財務書類において持分の評価でもって影響力を反映する必要はないと考えられることから、持分法の適用は行わないこととした。

なお、出資先の財政状態の悪化により、出資金の価値が著しく低下した場合には、強制評価減を行うこととしており、また、附属明細書において出資金の純資産額等を開示することとしており、これらにより特殊法人等に対する出資金に関する情報が開示されることとなる。

共管特殊法人等の連結省庁

特殊法人等の中には、複数の省庁から、監督を受け、また、財政支出を受けている法人がある。連結財務書類において、このような法人を連結する省庁は、監督権限及び財政支出の状況等から最も業務関連が高いとみられる省庁において全部連結を行うこととした。

なお、勘定を有する共管特殊法人等については、勘定単位でもって連結省庁の判断を行い、連結することとした。

特殊法人等の子会社の取扱い

特殊法人等は、子会社を有している場合があり、このような特殊法人等の子会社を

連結対象とすべきかどうかについて検討を行った。

各省庁は、特殊法人等の子会社に対して直接的な監督権限を有しておらず、また、財政資金も直接流れているものではないことから、各省庁と特殊法人等の子会社との業務関連性は弱いと考え、特殊法人等の子会社は連結対象とはすべきでないとも考えられる。

一方、各省庁と特殊法人等との連結については、業務関連性により連結の判断を行っており、特殊法人等と支配従属関係にあり、特殊法人等と経済的一体性を有していると考えられる子会社は、各省庁とも業務関連性があるとも考えられる。

しかし、特殊法人等の子会社の事務・事業の内容等は多様であり、各省庁との業務関連性があると考えられるものもあり、全く連結対象としないことも適当でなく、また、特殊法人等と子会社との支配従属関係でもって、一律に各省庁等と特殊法人等の子会社の間にも特殊法人等と同様の業務関連性があるとみなすことも適当でない。

また、特殊法人等の子会社のうち、特殊法人等の手足として特殊法人等の事務・事業の一部を行っているものに限って、連結対象とすべきとも考えたが、各省庁と特殊法人等の子会社の間には直接的な監督権限や財政資金の流れもないことから、各省庁等との業務の関連性について、実質的な判断基準の設定は困難であった。

このため、特殊法人等の子会社のうち、特殊法人等から出資を受けているものについては、出資を介して特殊法人等の子会社に対する各省庁からの間接的な監督権限及び間接的な財政支出があり、各省庁等と一定の業務関連性を有していると考え、このような特殊法人等の子会社について連結対象とすることとした。

連結の方法

連結財務書類の作成にあたっては、企業会計の連結の方法を準用して連結財務書類を作成することとしているが、業務関連性による連結の判断や資本連結の方法など、一部企業会計と異なる処理を行うこととしている。

会計処理の統一

企業会計においては、連結に際しては同一の状況下での会計処理は統一されている必要があるが、国と特殊法人等では、その会計処理基準自体が異なっている。

連結に際しては、会計処理の統一が図られることが望ましいが、事務負担等の観点から困難であるため、特殊法人等の既存の財務諸表を利用し、特殊法人等に特有の会計処理について、連結に際して必要な修正を行うこととした。

特殊法人等の資産及び負債の時価評価

企業会計においては、連結に際して、子会社の資産及び負債の時価評価を行うこととしている。これは、子会社化を子会社の「取得」と考えることを前提とした処理である。

しかし、特殊法人等に対する出資を企業会計にいう支配権の獲得と同様に考える

ことはできず、また、国の連結財務書類においては、業務関連性がある特殊法人等を、連結することにより一体として説明責任を果たすべきものと位置付けており、特殊法人等の「取得」といった考え方を採ることは適当でないと考えられる。このため、連結に際しては、企業会計における支配獲得時の子会社の資産及び負債の時価評価と同様の処理を行うこととはしていない。

資産・負債差額の部の表示

国の資産・負債差額の部と特殊法人等の資本の部では、その位置付け及び内容が大きく異なっており、国においては、差額概念として一括表示されているのに対し、特殊法人等においては、その性格に応じて資本や剰余金等として区分表示されている。

しかし、連結貸借対照表において、性格が異なる両者の資産・負債差額の内訳を詳細に表示した場合には、かえってその性格が理解し難いものになると考えられることから、連結貸借対照表においては、資産と負債の差額を一括して「資産・負債差額」として表示することとした。

少数株主持分

企業会計においては、子会社に対する出資割合が 100%でない場合には少数株主持分が生じ、また、親会社説の考え方にに基づき、少数株主持分は、連結固有の項目であることを考慮して、負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示することとされている。

国の連結財務書類は、各省庁の持分保有者のために作成されるといった親会社説的な考え方は採り得ず、国民全体に開示されるものであるから、他省庁、他会計及び民間企業等からの出資に相当する部分を負債又は独立の項目として表示する必要はないと考えられる。

また、特殊法人等の解散については別途法律が制定され、その残余財産等について必ずしも持分割合に応じた分配がなされるとは限らないことから、他会計等からの出資について、持分額で表示することは適当でないと考えられる。

さらに、資産・負債差額の部には特段の位置付けをしていないことから、特殊法人等に対して他会計等からの出資がある場合においても、連結貸借対照表の資産・負債差額の部に他会計等からの出資金額に相当する部分も含めることとした。

ただし、他会計等から特殊法人等に対する出資金額も含まれていることを明らかにするため、他会計等からの出資を内書きで表示することとした。

連結財務書類の位置付け

省庁別財務書類は、予算執行の効率化・適正化等の目的のために作成されるものであることから、国の会計の財務書類を基本とすべきと考えられること、また、連結に際しては国と特殊法人等との会計処理統一の困難性等の技術的問題が存在しているこ

と等から、連結財務書類は参考情報として位置付けることとした。

財政制度等審議会 財政制度分科会

法制・公会計部会 名簿

(平成16年6月17日現在)

	石野 秀世	会計検査院第一局長
	井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
	岩田 一政	日本銀行副総裁
	岩本 康志	国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科教授
	宇賀 克也	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授
	梶田 信一郎	内閣法制局第三部長
	佐瀬 守良	(株)中日新聞社(東京新聞)論説委員
	島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授
(部会長)	立石 信雄	オムロン(株)相談役
	寺尾 美子	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富田 俊基	(株)野村総合研究所研究理事
(部会長代理)	中里 実	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
	本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
	水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
	保田 博	関西電力(株)顧問
	吉野 良彦	(財)トラスト60会長

財政制度等審議会 財政制度分科会

法制・公会計部会 公会計基本小委員会 名簿

(平成16年6月17日現在)

<委員>	井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
	岩本 康志	国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科教授
	大住 莊四郎	関東学院大学経済学部教授
	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授
	加藤 秀樹	構想日本代表・慶應義塾大学総合政策学部客員教授
	小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科教授
	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
	富田 俊基	(株)野村総合研究所研究理事
	中里 実	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	橋本 博之	立教大学法学部教授
	本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
	兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
	水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
	宮内 忍	日本公認会計士協会常務理事
	森田 朗	国立大学法人東京大学公共政策大学院公共政策学連携研究部・教育部部長
	山下 康彦	日本公認会計士協会公会計基礎概念専門部会長
	山本 清	国立学校財務センター研究部教授
<アドバイザー>	太田 雅都	会計検査院事務総長官房法規課長
	桜内 文城	新潟大学経済学部助教授
	土居 文朗	慶應義塾大学経済学部助教授

(注) は委員長、 は委員長代理

財政制度等審議会 財政制度分科会

法制・公会計部会 公企業会計小委員会 名簿

(平成16年6月17日現在)

	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
	安藤 英義	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
	伊藤 眞	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	岩田 一政	日本銀行副総裁
	塩野 宏	東亜大学通信制大学院教授
	島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授
	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
	中里 実	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中村 芳夫	(社)日本経済団体連合会専務理事
	兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
	房村 精一	法務省民事局長
委員長	水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
	宮口 定雄	日本税理士会連合会専務理事
	宗岡 徹	ソニー株式会社年金企画部担当部長

財政制度等審議会 財政制度分科会
法制・公会計部会 公企業会計小委員会
公企業会計ワーキンググループ 名簿

(平成16年6月17日現在)

(座長)	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
	内山 英世	あずさ監査法人代表社員
	梶川 融	太陽監査法人代表社員
	木村 琢磨	国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科助教授
	黒川 行治	慶應義塾大学商学部教授
	小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	佐々 誠一	あずさ監査法人代表社員
(座長代理)	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部助教授
	兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
	藤原 清明	(社)日本経済団体連合会経済本部税制・会計グループ長
	宗岡 徹	ソニー株式会社年金企画部担当部長
	森田 祐司	監査法人トーマツ本部パブリックセクター職務担当社員
	吉岡 伸泰	日本銀行企画室企画第二課長

省庁別財務書類の検討状況

財政制度分科会 法制・公会計部会

	平成 15 年 6 月 17 日	作成基準取りまとめ
--	------------------	-----------

公会計基本小委員会 及び 公企業会計小委員会

1	平成 15 年 9 月 5 日	公会計に関する今後の進め方等
2	10 月 23 日	新たな特別会計財務書類、省庁別財務書類についての主要論点
3	11 月 28 日	省庁別財務書類についての主要論点
4	12 月 12 日	試作基準取りまとめ
5	平成 16 年 2 月 27 日	特殊法人等との連結
6	4 月 15 日	省庁別財務書類の試作等、予算書・決算書の表示区分
7	6 月 10 日	作成基準取りまとめ

公企業会計小委員会 及び 公企業会計ワーキンググループ

1	平成 15 年 9 月 18 日	省庁別財務書類の作成目的、主要な検討項目等
2	10 月 17 日	省庁別財務書類についての主要論点、特殊法人等との連結
3	11 月 14 日	省庁別財務書類についての主要論点、試作基準
4	12 月 5 日	試作基準取りまとめ

公企業会計ワーキング・グループ

1	平成 15 年 9 月 26 日	歳入等の各省庁への配分、国庫勘定、財務書類の体系等
2	10 月 2 日	省庁別財務書類の位置付け、公債の配賦、財務書類の体系等
3	10 日	財務書類の体系等
4	23 日	財務書類の様式等、特殊法人等との連結
5	28 日	財務書類の様式等、特殊法人等との連結
6	11 月 4 日	財務書類の様式・注記等
7	7 日	財務書類の様式、試作基準
8	18 日	試作基準取りまとめ
9	26 日	試作基準取りまとめ
10	12 月 2 日	試作基準取りまとめ
11	平成 16 年 1 月 22 日	特殊法人等との連結
12	28 日	特殊法人等との連結
13	2 月 4 日	特殊法人等との連結
14	13 日	特殊法人等との連結
15	19 日	特殊法人等との連結
16	3 月 8 日	特殊法人等の子会社、公債の配分、特別会計財務書類
17	18 日	試作結果ヒアリング (会計検査院、最高裁判所、農林水産省)
18	22 日	試作結果ヒアリング (国会、総務省、法務省、経済産業省)
19	24 日	試作結果ヒアリング (皇室費、内閣、内閣府、文部科学省、国土交通省)
20	30 日	試作結果ヒアリング (環境省、外務省、厚生労働省、財務省)
21	4 月 9 日	試作結果ヒアリング 指摘事項、特殊法人等の子会社、特別会計財務書類
22	16 日	特別会計財務書類、作成基準
23	20 日	作成基準取りまとめ
24	5 月 10 日	作成基準取りまとめ
25	21 日	作成基準取りまとめ
26	28 日	作成基準取りまとめ

<参考> 新たな特別会計財務書類の検討状況

財政制度分科会 三部会合同会議

	平成 15 年 6 月 30 日	作成基準取りまとめ
--	------------------	-----------

法制・公企業会計部会 公企業会計小委員会

1	平成 13 年 10 月 16 日	新たな特別会計財務諸表の検討を了承
2	11 月 1 日	国の予算・会計制度の概要等
3	20 日	特別会計等財務書類の作成ガイドライン
4	12 月 13 日	論点整理に向けた自由討議
5	平成 14 年 1 月 16 日	論点整理
6	10 月 30 日	新たな特別会計財務書類中間取りまとめ（試作基準）
7	6 月 26 日	作成基準取りまとめ

公企業会計小委員会ワーキング・グループ

1	平成 14 年 2 月 6 日	論点整理の概要、国の予算・会計制度の概要等
2	15 日	類型別特別会計の概要
3	25 日	類型別特別会計の概要
4	3 月 7 日	検討にあたっての論点等について
5	25 日	検討にあたっての論点等について
6	4 月 5 日	財務諸表の作成単位、作成手法等
7	19 日	資産項目（国有財産等）
8	5 月 10 日	資産項目（国有財産等）、負債項目（退職給与引当金、責任準備金等）
9	24 日	負債項目（公的年金債務）
10	6 月 7 日	公的年金債務（厚生年金、恩給、国家公務員共済年金）
11	13 日	公的年金債務（国家公務員共済年金） 資産・負債差額
12	21 日	フローの財務書類
13	7 月 5 日	フローの財務書類
14	19 日	フローの財務書類、連結
15	8 月 2 日	フローの財務書類、連結
16	23 日	フローの財務書類、連結
17	9 月 2 日	フローの財務書類、連結
18	6 日	フローの財務書類、連結、中間取りまとめ（試作基準）
19	10 日	中間取りまとめ（試作基準）
20	17 日	中間取りまとめ（試作基準）

21	20日	中間取りまとめ（試作基準）
22	30日	中間取りまとめ（試作基準）
23	10月4日	中間取りまとめ（試作基準）
24	12月2日	試作にあたっての問題点等について
25	平成15年2月21日	試作結果ヒアリング （国有林野(国有林野) 登記、特定国有財産整備、国立病院）
26	26日	試作結果ヒアリング （自動車検査登録、特許、農業経営基盤強化措置、食糧管理）
27	3月7日	試作結果ヒアリング （地震再保険、厚生保険、国民年金、船員保険、労働保険）
28	13日	試作結果ヒアリング （森林保険、農業共済再保険、漁船保険、貿易再保険、自賠責）
29	17日	試作結果ヒアリング （道路、治水、港湾、産業投資(産業投資)）
30	27日	試作結果ヒアリング （国有林野(治山)、国営土地改良事業、産業投資(社会資本整備)、都市開発資金融通、外国為替資金、財政融資資金）
31	31日	試作結果ヒアリング （国債整理基金、交付税、電源開発、石油及びエネルギー需給）
32	4月11日	試作ヒアリングにおける指摘事項及び対応方針等について
33	18日	試作基準見直しにあたっての個別論点等について
34	23日	試作基準見直しにあたっての個別論点等について
35	5月9日	試作基準見直しにあたっての個別論点等について
36	15日	作成基準の取りまとめ
37	22日	作成基準の取りまとめ
38	29日	作成基準の取りまとめ
39	6月5日	作成基準（補論）の取りまとめ
40	12日	作成基準（補論）の取りまとめ